

衆議院 環境委員会 議 録 第 七 号

平成十三年三月三十日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 五島 正規君
- 理事 伊藤 達也君
- 理事 柳本 卓治君
- 理事 小林 守君
- 理事 青山 二三君
- 理事 植竹 繁雄君
- 理事 岡下 信子君
- 理事 小泉 龍司君
- 理事 下村 博文君
- 理事 鳩山 邦夫君
- 理事 平井 卓也君
- 理事 奥田 建君
- 理事 佐藤謙一郎君
- 理事 長浜 博行君
- 理事 田端 正広君
- 理事 阿部 知子君
- 理事 原 陽子君

- 理事 稲葉 大和君
- 理事 山本 公一君
- 理事 近藤 昭一君
- 理事 樋高 剛君
- 理事 小淵 優子君
- 理事 熊谷 市雄君
- 理事 河野 太郎君
- 理事 谷本 龍哉君
- 理事 原田昇左右君
- 理事 増原 義剛君
- 理事 鎌田さゆり君
- 理事 鮫島 宗明君
- 理事 山田 敏雅君
- 理事 藤木 洋子君
- 理事 金子 哲夫君

- 環境大臣 川口 順子君
- 環境副大臣 沓掛 哲男君
- 経済産業大臣政務官 竹本 直一君
- 環境大臣政務官 熊谷 市雄君

- 政府参考人 (厚生労働省医薬局食品保健部長) 尾崎 新平君
- 政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 長尾梅太郎君
- 政府参考人 (経済産業省製造産業局次長) 小平 信因君
- 政府参考人 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官) 広瀬 研吉君

- 政府参考人 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長) 岡澤 和好君
- 政府参考人 (環境省総合環境政策局長) 中川 雅治君
- 政府参考人 (環境事業団理事長) 田中 健次君
- 環境委員会専門員 澤崎 義紀君

委員の異動

三月三十日

- 辞任 佐藤謙一郎君 補欠選任 山田 敏雅君
- 金子 哲夫君 阿部 知子君
- 同日 辞任 山田 敏雅君 補欠選任 阿部 知子君
- 阿部 知子君 金子 哲夫君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案(内閣提出第三七号)

○五島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案及び環境事業団法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省医薬局食品保健部長尾崎新平君、経済産業

省大臣官房審議官長尾梅太郎君、経済産業省製造産業局長小平信因君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官広瀬研吉君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長岡澤和好君及び環境省総合環境政策局長中川雅治君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○五島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

引き続き、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として環境事業団理事長田中健次君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○五島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○五島委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小淵優子さん。

○小淵委員 おはようございます。自由民主党の小淵優子でございます。

本日は、質問の機会を与えていただきましたこととをまず感謝申し上げます。張り切った皆さんの質問を考えてまいりましたので、限られた時間ですが、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま議題となりましたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案及び環境事業団法の一部を改正する法律案について質問いたします。

PCBの危険性が社会問題化したカネミ油症事件が起こったのは、私が生まれる前の一九六八年ですけれども、それから三十年以上経過した今、PCBは負の遺産として今でも引き継がれていま

す。国民の不安を取り除き、これ以上私たちの子供や孫にこの負の遺産を引き継がないためにも、現状の把握と一日も早い処理が必要です。それが我々の世代に課せられた責務であると強く感じています。

そこで、まず伺います。日本全国で、処理が必要なPCBを含む廃棄物は今のくらいあるのでしょうか。正確な量というのを把握するのはなかなか難しいことだと思いますが、まず、これから処理をしていくにしても、現状の把握はしっかりとしたいので、お答えいただきたいと思っております。

○岡澤政府参考人 PCB廃棄物の量に対するお尋ねでございますけれども、平成十年度に当時の厚生省が実施しましたPCB廃棄物の保管状況調査によりまして、この大部分を占めます高圧トランス・コンデンサーが、使用中のものも含めて約三十九万台存在するということが確認されております。このほか、廃感圧複写紙六百四十四トン、廃PCB等が約十二万六千トン、それから低圧トランス・コンデンサーが約三十九万個、安定器が約二百四十万個、それからウエス約百七十七トン、汚泥等が約十五万五千トンの保管が確認されております。

このほかに、PCBそのものではないにしても、PCBに汚染された油を用いております柱上トランスが、使用中のものも含めまして約四百万台存在するということがわかっております。これらが今回の法律の対象となるPCB廃棄物でございます。

そのデータの把握の方法でございますけれども、これは平成十二年の七月に取りまとめで公表したものでございますけれども、平成十年度の保

管、使用状況についての調査でございます。当時
は通産省の協力も得て、各都道府県や保健所設置
市が実施した事業者に対するアンケート調査をま
とめたものというふうに御理解いただきたいと思います
です。

これは任意のアンケート調査をベースとしてお
りますことから、未確認、未報告も含まれていま
すし、また自治体によっても、必ずしもその精度
が統一されているわけではございません。そうい
う意味で、どの程度正確かと言われると、それほ
ど正確性が把握できていない感じが、おおよそ
ねの数字が把握できているという感じではないか
かと思っております。この法案が成立すれば、事業
者によるPCB廃棄物の保管、処分状況の届け
出が義務づけられますので、その段階では、保管
状況の正確な把握ができるものというふうに考え
ております。

○小淵委員 ありがとうございます。
できる限り正確な把握をしていただき、少しで
もゼロになくされるように努力していただきたい
と思っております。

過ぎてしまったこの三十年間という年月を今か
ら振り返っても始まらないかもしれませんが、そ
れにしても、昭和四十七年に製造中止になってか
ら三十年の間、一体国は何をやっていたので
しょうか。

先日の川口大臣の御答弁の中でも、この三十年
の間、決して手をこまねいていたわけではないと
いうこととおっしゃっていらつしやいましたけれ
ども、この処理施設をつくるに当たっていろいろ
理解が得られなかった、ほかに、また、技術の開
発に時間がかかった、いろいろ理由があったのか
もしれません。でも、この三十年間の間に、諸外
国では処理が終わったというところも聞いて
います。

もっと早く対策に乗り出すべきだったと思う人
もいるかもしれませんが、三十年の間大丈夫
だったのだらう、もしかしたら四十年、五十年
たって、そのままにしておいても特に問題はな
いのではないかと考える人もいるかもしれませ
ん。環境問題を考えるときは、やはり行政側の押
しつけだけではなく、国民の皆さんに自発的に立
ち上がってもらわなければ意味がないと思いま
す。だからこそ、なぜ今これが必要なのか、そし
てこの三十年間は、一体国もどういう責任を持
つていたのか、なぜ今これをやらなければなら
ないのか、御説明をいただきたいと思いま
す。

○熊谷大臣政務官 いただいた小淵委員の質問に
対して、私の方からお答えをしたいと思います。
御指摘のように、三十年経過して、その間、何
をやってきたかという疑問と不信というのが出
てくるのは当然だと思います。さらには、それま
で民間に保管をさせた国としての責任はどうい
うものかということについてのお尋ねでありま
す。

委員がお話のように、四十七年、これは製造
禁止になったわけでありませぬ。それからどうい
う手を打ってきたかということですが、ま
ず、次の年の四十八年に、製造事業者を中心とし
て、これは財団法人であります、電気絶縁物処
理協会というものを立ち上げて、この協会が
中心になって、処理施設の設置に向けた努力が行
われてきたわけでありませぬ。

しかし、実際問題として、その当時の処理方法
というのが高温焼却処理ということでありまし
て、これは当然ダイオキシンなどの汚染にもつな
がるということから、そういう性格上の問題もあ
りまして、なかなか自治体とか住民の理解、協力
というものを得ることが難しかった、こういう一
つの背景というのがあったと思えます。

こういう状況を踏まえて、平成五年度から
関係省庁で、これは通産と厚生と環境であります
が、化学的に分解する技術について技術開発を促
進しながら、安全性あるいは実用性の評価という
ことを行い、さらに平成十年度から、化学的に分
解する方法を処理方法として導入したという経緯
がございました。

しかし、このような取り組みにもかかわらず、
処理体制の整備には至らなかったわけでありませ
ん、保管が継続する事態となつて、これを十分
に踏まえて、こういう事態というのを打開す
るために、今回、二つの法案を出して、国が処理
体制の確保の役割を十分に担っていく必要がある
であろう、さらには、環境事業団というものを活
用しながら拠点的な処理施設の整備を推進してい
く、そういう考え方に立たせていただいたわけで
ございます。

おっしゃるように、三十年間、特に欧米先進国
と比較して非常に立ちおくれしているという現状も
あるわけでございます。したがって、そういう排
出事業者の責任原則ということだけではやはり済
まされないものがあつたわけでありまして、そこ
には国としても一定の責任というものを持つ、自
覚をする必要があるのではないかと、このように考
えているわけでありませぬ。

今度の法案を一日も早く成立させていただ
いて、この問題の処理に積極的に取り組みながら、
これから国としての責任というものを遅まきなが
ら十分に果たしてまいりたい、このように考えて
おります。

○小淵委員 ありがとうございます。
三十年間の反省とともに、今どうしてもやらな
ければいけないんだという強い御決意を忘れな
いでやっていただきたいと思えます。

続きまして、特殊法人である環境事業団を活用
するということが、現在、橋本行革担当大臣
のもとで特殊法人改革が進められています。こう
した改革の流れの中で、時代に逆行するかのよう
な環境事業団をあえて活用することのメリットは
一体どこにあるのでしょうか。PCB廃棄物の処
理自体必要なこととは思いますが、事業団に任
せなければいけないという必要性はどこにあるの
か、教えていただきたいと思えます。

○中川政府参考人 今回のPCB廃棄物処理特別
措置法によりまして、PCB廃棄物を一定期間内
に処理する義務を課すことになるわけございま
すが、これは、全国的な処理施設の整備と処理実
施体制の確保が前提になるといふふうに考えられ
ます。

しかしながら、民間事業者においては、ただ
ま熊谷大臣政務官から答弁がございましたよう
に、いろいろ努力は重ねてきたわけでございます
けれども、三十年近くはわたって処理体制整備へ
の取り組みというものの努力がなされてきたわけ
でございますけれども、地元住民の合意が得られ
ず実現できなかった、そういう経緯がございます。

また、地方公共団体にお願いをすること
も十分に考えられるわけでございますが、地方公
共団体が廃棄物処理センターの設立をして現在で
も廃棄物の処理に努めているわけでございます
が、この処理センターの処理対象の範囲は当該地
方公共団体の区域内のものに限定されるなど、複
数の県にまたがる広域的な処理を行うことが困難
になっているわけでございます。したがって、
地方公共団体ごとにお願いをすることにな
りますと、これもなかなか立地の面で難しいとこ
ろもございませぬ。効率的な観点から見てど
うかという問題もございませぬ。

したがって、やはりこの問題は、国が責任
を持って施設整備、処理業務に当たることがPC
B廃棄物の円滑な処理に不可欠であるというふう
に考えられるわけでございます。国が責任を持
つてこの問題の処理に当たると、その場合にどうい
うふうに体制をとつたらいいのかということにつ
きまして部内で随分いろいろな角度から検討した
わけでございますが、国が直接処理施設をつく
って運営していくことは、やはり行革の見地か
らどうかという問題があります。

また一方で、環境事業団の方は今までも産業廃
棄物処理に係る融資や施設整備等を通じまして
いろいろなノウハウや経験を有しているわけござ
います。また地元調整等の経験もあるわけござ
いますので、環境事業団を活用するということが
最も効率的で、行革の見地から見ても適当である
だらうというふうに判断をしたわけでございます。

また、この事業実施に当たりまして、環境事業

団の定員をふやすということではなく、今までの事業の中で見直しをしながらやりくりをしていく、こういうことで行革の精神にも沿っていきうに努力をしたいと考えているところをごさいます。

○小淵委員 何よりもやはり一番大切なことは、期間内にPCBのすべてをゼロにする、この処理を行うということです。事業団がきちんとしたリーダーシップを持って、また、事業者そして製造者の責任というものが明確にいただきたいと思っております。

続きまして、事業団が全国的に処理施設を整備していくというお話でしたけれども、現在、例は少ないようですが、民間でも処理を始めているところがあると聞いています。事業団によって五年前で施設を五、六基建設し、十年間で処理を行うという計画が出ています。民間でも、こうした民間の既に稼働し始めている施設と協力連携することによって効率化を図り、処理にかかる時間や費用を削減できるのではないかと考えますが、その点についていかがお考えでしょうか。

○岡澤政府参考人 今御指摘がありましたように、現在、全国数カ所で民間事業者によるPCB廃棄物の処理が進められている状況でございます。ただし、これは自社の工場内に保管しておりますPCB廃棄物の処理だけを対象としておりまして、現時点で他の事業者の廃棄物の処理の委託を受けるといふようなところまでは進んでいないわけでございます。

また、そういうことから始まっていますので、この施設の処理能力というのはそれほど大きなものではないです。すべてそういうものを足し合わせても、全国のPCB廃棄物の処理をするのに十分な能力から見ますと、非常に小さなものにすぎないということでございますので、抜本的な処理対策を進めていく上では、やはり新たな拠点的な施設というものをつくっていくことが必要だといふふうに認識しております。

ただ、環境事業団の処理事業とは別に、こうし

た民間事業者あるいは個別の地方公共団体が処理施設をつくって独自に処理事業を行うということは、それはまた結構なことではございまして、環境事業団、自治体、民間事業者の施設というものが有機的に一体となって全体としてカバーできればいいというふうに考えています。

また、そうした民間事業者とか地方公共団体の施設で中小企業者の保有するPCB廃棄物を処理するよう場合には、環境事業団で行うときに支援すると同様の支援を行っていききたいというふうに考えております。

○小淵委員 わかりました。どうもありがとうございます。

ここで、一点不安な点があります。PCBの一部が紛失、行方不明となっているという事実があります。これらは一体どこにこの三十年の間に行ってしまったのでしょうか。PCBの廃棄物の保管の実態を考えると、既に土壤汚染を生じてしまっているようなケースもあるのではないのでしょうか。PCBについては、この処理法案成立で終わりというのではございません。成立後もさらに引き続きPCBが残した問題を考えたいかなくてはならないと思っております。

そうした意味で、今後の土壤汚染対策について、今からどのようなお考えがあるのか、教えてくださいたいと思っております。

○熊谷大臣政務官 今回のPCB関連二法案とは別に、PCB等の有害物質による土壤汚染対策については、従来から環境基本法に基づいて土壤環境基準を設定するという形で取り組まされていただいております。土壤汚染に係る適切な調査あるいは対策の推進するための技術指針を策定して事業者等に周知徹底をしている、そういう形でございます。

一方、委員今御指摘のように、特に都市圏内の工場跡地などから、いろいろ再開発をしたりする形の中で土壌の汚染というものが問題になってきております。事業者による自主的な調査、そういうことにも相まっているわけですが、そう

した土壌汚染の判明件数というのが特に最近かなり多くふえてきておるといふ傾向にございます。このため、昨年十二月から、学識経験者等から成る検討会で、土壌環境保全対策のために必要な制度のあり方などについて幅広く調査検討を行っているところでございます。

この検討会は一生涯命やっていたらいいというわけでありまして、土壌汚染という性格から若干時間というものを必要にしているという面があるわけでありまして、まだ具体的な姿というものを明示するという段階には至っていないわけでありまして、これからこの制度化というものを視野に入れながら、具体的に、積極的に取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

○小淵委員 土壌汚染は今後しつかり考えていかなくてはならない問題の一つだと思っておりますので、どうぞよろしく願っています。

先日、川口大臣の日程ビジネスのインタビュー記事を拝見いたしました。COP6を初め他国との交渉を通じて大臣がお感じになったことの御意見だと思っておりますけれども、その中でこのようにおっしゃっていらつしやいました。環境問題はさまざまな人に行動して理解をしてもらわなくてはならないわけですから、政府が情報を公開して、さまざまな意見を踏まえた上でまとめていくことが大事です。また、これもおっしゃっておられます。環境保全のためには、我慢より未来に対して明るい夢を持つこと。全くそのとおりであると思っております。

大変私ごとですけれども、私の地元は群馬県の上野というところで、群馬県の中で一番のどかなところなんです。夏はすくすく暑くて冬は物すくすく寒い、四季の変化がはっきりした、でも自然が豊かな、本当によいところです。

昨年の夏になりますけれども、今でも忘れられない光景として頭に残っておりますのが、夏の日の早朝に、ちょうど前の日に雨が降って、その日はすくすく天気よかったですけれども、真っ青な青空の下に田んぼの緑が本当にきれいで、

その横を小学生が、集団登校というんですね、六年生から一年生まで背の順に並んで、ランドセルをしょってあせ道を歩いていく姿がありました。本当に美しい光景だと思っております。今でも幾度となくそのときの光景というのを思い出しますけれども、私は、本当にこの自然環境というのをずっと残していきたい、そして、そこで歩いていた小学生たちが大人になって子供を産んで、どんな世代がかわつていっても、やはりこのすばらしい自然環境を残したいということを強く感じております。

そして、今私は国会議員という立場になりました。この立場で一体何ができるのかということを考えていきたいと思います。長くなりまして、何が言いたいかといえます。やはり国民の一人一人が環境に対する意識と理解というものを高めていかなくてはならないと思うのです。そのためには、大臣もおっしゃっていただいたように、きちんとした情報公開、そして説明責任が求められてくると思っております。

これからPCBの処理施設をつくっていくわけですが、やはりなかなか周りの御理解というのは難しい問題だと思っております。一般的に、自分の家の隣にPCB廃棄物の処理施設ができることしたら、国民の皆さんは一体どう思うのか。たとえ国が前面に立って処理を進めるにしても、なぜそんな危ないものをわざわざここに置くのか、いけないうるかという気持ちにはだれしもが持つてしまっているのではないのでしょうか。そのためにやはり行政の説明責任が問われてくると思っております。そうやって説明をすることによって国民の安心が生まれる、それが環境へのこれからの理解となり、これからの問題解決になるのだと思っております。

施設を設置するに当たっては、計画のできるだけ早い段階から周辺住民に対して情報提供を行い、対話をし、透明性のある形で技術の選定や施設の安全性の評価を行っていくことが不可欠です。環境事業団が処理事業を行うに当たり、この点につきまして具体的などのようなお考えでい

らっしゃるのか、お伺いしたいと思います。
○岡澤政府参考人 P C B 廃棄物はそれ自体非常
に有害な化学物質でございますし、また日本では
カネミ油症の経験もあるということで、その処理
に当たっては、その十分な安全性を確保すること
はもとよりですが、周辺住民の方が不安に思わな
いような、安全性を見せられるような形をちゃん
としっかりとつくっていくことが必要だろうと思
います。

このために、私どもの川口大臣、情報公開に非
常に熱心で、私どもによく言われるわけですが、
でも、処理事業を行うに当たりまして、自治体
の意向も踏まえ、また計画段階から周辺住民に対
する説明会を開催するなど、できる限り透明性を
確保してまいりたいと思えますし、また、処理の
実施に当たりましては、環境モニタリングの実施
それからその結果の公表等情報公開を積極的に行
って、周辺住民の方が不安に思わないように措
置をとっていきたいと思っております。

○小淵委員 言葉だけにならないように、ぜひ未
来の夢のために御努力をお願いしたいと思
います。

それでは、最後に大臣にお伺いいたします。
二十一世紀を迎えて、世界の環境大臣は、フラ
ンス、日本、アメリカと相次いで女性になりまし
た。新世紀、環境省の発足、新体制のスタートを
川口順子大臣で迎えられたことを私は大変うれし
く思っております。環境と女性には親和性がある
のではないかとということも言われています。ただ、
その中で、きょうのニュースを見ておりましたも、
アメリカの京都議定書からの離脱等いろいろ問題
は山積みであると思えます。この P C B 廃棄物の
処理に対しても国が前面に立って進めていくとい
うことですけれども、将来世代に不安を残さない
ように、日本の P C B 廃棄物をゼロにすべく環境
省に頑張ってくださいと思っております。

そこで、最後に、大臣の御決意をお伺いしたい
と思えます。
○川口国務大臣 P C B 廃棄物が今までずうっと

三十年間保管されたままになっていたことによ
て、それがその過程で紛失をしましたりあるいは
行方不明になったりということで、環境汚染につ
ながるといことがあったわけでございます。
それから、国際的に見ましても、日本が先進国
の中で P C B 廃棄物の処理が大変におかれている
国であるということもござります。ということ、
この P C B 廃棄物を一刻も早くゼロにすることに
が、小淵委員がおっしゃいますように重要なこと
だと思っております。

私どもは、現在、その二つの法案を国会にお願
いを申し上げておまして、それを一刻も早く成
立させていただいて、全力を尽くして P C B の廃
棄物をなくすということに、私どももろんでござ
りますけれども、環境省職員一同、一生懸命にな
って取り組みたいと思っておりますので、ぜひよ
ろしく御協力をお願い申し上げます。

○小淵委員 長い目で考えていかなければならな
い問題が多く、その上、大変忍耐の要るお仕事で
はないかと思えます。しかし、やはり私自身、二
十一世紀を担っていく世代の一人として、自然環
境を守っていくということは本当に重要なことだ
であると思えます。

私どもも子供を産んだら、子供の世代、そして
その孫の世代、どんな世代はかわってまいりま
す。世代がどんなかわっていても、この美し
い自然環境というものを残していくために、私
ども微力ではありますが一生懸命努力を重ねてま
いりたいと思っておりますので、今後とも御指導
いただけますようお願いいたします。本日は、あ
りがとうございました。

○五島委員長 奥田建君。
○奥田委員 民主党の奥田でございます。

それでは、小淵議員に続きまして、本日、提出
の閣法二法について御質問させていただきます
と思えます。

まず大臣に、質問通告しておりませんけれども、
本日の新聞紙上で、各社一面のところに取り上げ
ております京都議定書の問題につきまして、アメ

リカ・ブッシュ政権が京都議定書を否定する、支
持しないというようなことが書かれております。
もちろん大臣の立場としても、ヨーロッパとも
に、アメリカや、あるいは議定書に対して参加し
ないというような姿勢をとっている幾つかのそう
いった国々に対してこの参加を求めていくとい
うことは当然のことだと思えますけれども、もし
アメリカの態度が決まらないということでありま
しても、こういった議定書の批准に向かって、日
本独自でも、参加していく、批准していくとい
うほかの国々とともに、この議定書の発効とい
うのを目指していくのかどうかということをお
伺いしたいと思います。

○川口国務大臣 新聞に出ておりますように、ア
メリカのブッシュ大統領は、京都議定書を支持
しないということ記者会見で御本人がおっしゃ
っていらっしゃいますし、それから昨日、アメリカ
とドイツの間でトップ会談がございました際、首
脳会談がございました際にも、アメリカは支持し
ないということをはっきり言っているわけござ
いまして、私どももいたしましては、このことが
今後の京都議定書の運用ルールを決めていくた
めの交渉に与える悪い影響を非常に懸念いたし
ております。

同時に、アメリカはたゞいま、実はその声明に
も出ていましたけれども、気候温暖化問題につ
いては非常に真剣に取り組んでいる、これは非常
に重要な問題だと認識し真剣に取り組んでいる、
そのために、マーケットを通ずるインセンティブ
すとか技術ですとかその他の革新的な取り組みを
検討しているということをおっしゃいますし、そ
れから、気候温暖化問題についてのアメリカ政府
の方針がどうあるべきかということについて、閣
僚レベルで検討中であるということをおっしゃ
っているわけでございます。

このことは、三月の初めに G 8 の環境大臣会合
がイタリアでございました際にも、日本からは副
大臣が出席をいたしましたけれども、ホイットマ
ン環境保護庁長官から、アメリカは検討中である

ということをはっきりお話があったということ
実は同じことでもあるわけでございますけれども、
日本といたしましては、これからできる限りあり
りとあらゆる機会をとらえて、極力ハイレベルで
アメリカに対して働きかけたいということが必要だ
と思っております。総理からもハイレベルで
大統領にお手紙を出していただきたいという旨の
お願いも私は総理にいたしましたし、私自身も環
境保護庁の長官には、しばらく前でございますけ
れども手紙を書きました。また、電話でほかの国
の閣僚とこの件について話をしたりということで、
今最大限の努力をいたしているところでござ
います。

四月の二十一日にニューヨークで、国連にお
きまして持続可能な開発委員会というのが開かれ
まして、その際に環境大臣の会合が行われること
になっております。私といたしましては、国会の
許しがいただければそこに出席をして、ぜひ自分
自身でアメリカに対して働きかけたいというふう
に思っております。

アメリカの参加でございますけれども、委員御
案内のように、アメリカは最大の温暖化ガスの排
出国でございます。アネックス I 国と言われる、
条約上削減の義務を負う国の中で、アメリカの排
出量の占める比率というのは実に三七％弱とい
うことになっていくわけでございます。京都議定
書の実効性ということを考えましたときに、また
その温暖化問題への対応ということを考えました
ときに、アメリカの参加というのは非常に重要だ
というふうにお思っております。

したがって、私どもとしては、ありとあら
ゆる機会をとらえ、アメリカに、京都議定書の議
論に前向きに参加をしていくように、そして地球
温暖化問題への対応が実効性のあるものになるよ
うにできるだけ働きかけていきたいというふう
に考えております。

○奥田委員 今の御答弁の中で、意気込みある
はアメリカの持つ影響力といったものはよく理解
できましたけれども、今アメリカがはつきりと不

支持と言っている中で、日本は今、議定書を発効させようとしている国とともに、アメリカの動向にかかわらず、進むのかどうかというこの一点についてだけお答えいただければと思います。

○川口国務大臣 アメリカは、京都議定書につきまして、京都議定書不支持しないということの理由として、すべての国の参加がない、それからアメリカの経済に悪い影響を与えるということをおっしゃっているわけではございません。

京都議定書は支持をしない、反対をされていると言っておりますが、先ほど申しましたように、温暖化問題は重大な問題なので、そこには真剣に取り組んでいく、さらに、それに国際的なプロセスを通じて取り組んでいくということをおっしゃっているわけではございません。したがって、今後アメリカがどのような対応を、方針をとってくるかということについては、今の検討を待つ必要があるわけではございません。

新聞に京都議定書から離脱というような見出しがございまして、アメリカは反対をされていると言っているわけではございません、その理由を、多くの国が参加していないということ、それからアメリカの経済への悪影響ということをおっしゃっていますが、アメリカ自身は、離脱をするということは一言も今の段階では言っていない、反対をされているということをおっしゃっています。

○奥田委員 本日の案件とは違いますが、このままにしますけれども、私たちが、その議定書の中身の方の合意とともに、ぜひとも一日も早い発効を目指す姿勢を保ち続けていたいただきたいとお願ひする次第でございます。

ちよつと時間が費やされましたけれども、本件に入りたいと思います。

まず、こうやって三十年近いPCBの廃棄物適正処理という問題があったことは、皆様御周知のとおりでございます。PCB処理協会、今は電気絶縁物処理協会といった形で、適正処理に向けての研究や調査といったものが行われておたはずでございますけれども、残念ながら、最大の目的

であります立地ということにはまだ及んでおりません。

そのことを踏まえての今回の法改正であるとは思いますが、この三十年間の総括といったもの、そしてこの三十年間で得た、感じたハードルの高さといったものについて大臣のお考えをお聞かせいただければと思います。

○川口国務大臣 PCBの問題につきましては、カネミ油症事件という不幸な事件が日本でもございまして、それを契機に毒性が確認をされて社会問題化したという経緯がございまして、そのときには、処理体制の確立を待たないで製造禁止、それから回収という措置がとられたわけではございません。

その後、製造事業者を中心にしたしまして設立された電気絶縁物処理協会が処理施設の設置に向けて努力をいたしたわけではございませんけれども、自治体ですとか地元の方の賛成が得られないで実現することができなかったという経緯がございまして。

こうした状況を踏まえまして、関係省庁で、このPCBの処理の技術について、化学的に分解をする技術というものを評価した結果、平成十年度方法としてきちんと位置づけたわけではございません。

こうした取り組み、平成十年にその制度を導入したということにかかわらず、引き続き処理体制の整備が難しかったというものは、やはり引き続きその地元の方の御理解を得ることが難しかったということがあるわけではございません、今般お願ひを申し上げております二法案によりまして、国が処理体制を確保するという役割を担い、環境事業団を活用して拠点的な処理施設の整備を行うということにならしたと思っております。

この三十年間の関係事業者の努力がPCB廃棄物をゼロにするということにならなかつたというものは、排出事業者責任原則のみではPCBの

処理施設の立地というのは非常に困難であるということではございまして、こういった認識に立つて、国は、一定の責任を持ってPCB廃棄物の処理を完了させるように最大限の努力をしたいと思いますというふうに考えておりますので、よろしく御指導、御支援、御協力をお願い申し上げます。

○奥田委員 同様の質問を、それまでの認可官庁でありました経済産業省、旧通産省の方にも求めたいと思っております。

私も、直接ではありませんけれども、電気絶縁物処理協会はどういった仕事をしているのか、どういった体制でやっているのかということ、赤坂にありますが、ちよつと協会を訪れてお話を聞かせていただきました。

代表質問のときにもありましたような立地要件、立地が不可能であった要件はありますけれども、実際にその事務所を預かっている方のお話ですと、どうしてもうこういったハードルといったものには、カネミ油症事件を初めとするPCBあるいはダイオキシンへの大変な拒否感情、そしてこの施設を受け入れるときには地元からいろいろな見返りの条件を求められる、そういったことについて財団法人としてはおたえすることができなかったというようにございまして、前回の山田議員の質問にもございましたけれども、省庁が国からはわかりませんが、どうしてもうんと言つてもらえなかつた事項など、不測の事態に対する責任の所在、そして保証の担保、その担保というものがどういふものか、文書なのか、そういったことは別として、そういった条件がクリアできなかった。

また、実際に足を運んでいた苦労としては、地元に着しながら、そういった難しい課題を説得するという体制ではなかつた。安心して安全であるということをお話していただく、信頼を得るということではないかというようにお話を聞いております。

こういった点も踏まえまして、経済産業省、小

平局長長になるんですか、大臣と同じように、三十年間の反省を踏まえた総括とともに、この絶縁物処理協会から、これから国が中心になって行うとするPCB適正廃棄物処理施設に引き継ぐべきノウハウ、データとともにノウハウといったものをぜひともお聞かせいただければと思います。

○小平政府参考人 経済産業省といたしましては、電気絶縁物処理協会、PCB協会が計画的な無害化処理を推進するために、昭和四十九年と五十年にPCB使用機器の保有状況を調査いたしました際に、自家用電気工作物設置者に対して、この調査への協力を要請するとともに、PCB使用機器の適切な取り扱いの手引書を作成して配付するなど、協会の事業を全面的に支援してまいりました。

また、協会が建設に努力をいたしました高温焼却処理施設につきましては、安全性はほぼ確立をされておりましたけれども、たゞいま御指摘ございましたように、焼却処理に伴いまして発生する排気ガスに対しまして地元住民が不安感をぬぐえなかつたことが、住民の最終的な同意を得られなかつた最大の理由であつたというふうにお考えしております。

このことを踏まえまして、平成四年以降、環境省とも連携をいたしまして、焼却以外の化学的方法によりましてPCBを無害化する技術の評価を行つてまいりました。この結果、平成九年以降には、従来の高温焼却処理に加えまして、幾つかの化学的な無害化処理技術が法的に認められるようになったわけではございません。

経済産業省でございます。この三十年の間、協会によりまして民間ベースのPCBの無害化処理の推進等につきまして側面から可能な限りの支援をしてまいりましたけれども、結果といたしまして、高温焼却処理施設の立地に対する地元住民の同意を得るまでに至らず、我が国におきましてPCBの処理が進まなかつたことはまことに残念であつたというふうにお感じしております。

しかしながら、それぞれの時点におきましてで

今すぐには言いませんけれども、五年あるいは三年といった使用期限を区切った使用禁止、それもしていただいてもよろしいんじゃないかというふうに考える次第でございます。

当然、保管の届け出というだけじゃなく、使用の届け出、あるいは使用から保管に移った、そして保管に移ればまたほかのものと同じように処理に移ったという報告、届け出の義務というものは、機器の流れというものを報告するという条項をつけ加えていただきたいと思います。

続きまして、今回の法案改正によりまして、処理体制に対して国が前面に乗り出すということは十分に理解できます。しかしながら、先ほども言いましたけれども、処理施設がきちんとできて、そこへ運び込まれ処理ができるまで、現在は事業者の責任において保管することになっておりますけれども、不明・紛失といったことも起きておるのも事実でございます。

いろいろな業者側の事情、極端なときには倒産によつてそういう事業所施設を放棄するといったこともあるかもしれませんけれども、環境省の方に、そういった不明・紛失の事態を踏まえて、中間保管体制といいますか、保管体制に対して取り組むつもりはあるか、お答えをいただきたいと思っております。

○岡澤政府参考人 P C B 廃棄物の適正な処理の前提といたしまして、P C B 廃棄物が適正に保管されるということが重要なことと言いますまでもないことだと思っております。

この法案でも、都道府県がP C B 廃棄物の保管及び処分状況について、事業者から毎年度都道府県知事への届け出を義務づけておるわけでございまして、この届け出義務違反には懲役刑を含む罰則もかかるようになっております。そういう形でこの保管届け出の義務づけがなされますので、これをしっかりと運用して保管させていきたいというふうに考えております。

また、この届け出の義務によりまして、都道府県は、P C B 廃棄物をだれがどれだけ持っている

かということがはっきり把握できるわけでございまして、そのきめ細かな指導が、今任意ベースで届け出させておるわけでございますので、きっちりした形で指導もできるというふうに考えております。さらに、そうした情報も都道府県単位あるいは国単位で公表させてまいりたいというふうに思っております。

また、実際問題として、そうした廃棄物が行方不明になるとかいうことがありましたら、これは廃棄物処理法上でも保管の基準あるいは不法投棄の禁止というのを盛り込んでおるわけでございまして、そうした廃棄物処理法の規定に照らして不法投棄に該当するような場合には、廃棄物処理法の罰則を適用して、これもまた厳しい罰則がおりますけれども、厳正に対応したいということを考えております。

今度のP C B 法あるいは廃棄物処理法のそうした規制それから罰則等を適切に運用いたしましたして、厳正な保管というものを義務づけていきたいと思っております。

○奥田委員 時間が押してきますので、保管だけではなく、当然付随してくる問題としまして、P C B 廃棄物の収集・運搬といった過程においても、十分な管理体制といえますか、しっかりと、どういった業者が運搬を任されるのかといったことについても十分な御議論を重ねていただきたいと思っております。現行の廃掃法の規定だけで十分なのかということもしっかり審議していただければと思う次第でございます。

大臣にもう一つ、一番多くの方が関心を持っております情報公開といった部分についてお尋ねしたいと思っております。本法案には届け出の義務ということが書かれておりますけれども、あわせて、それらの情報公開についてどういったお考えをお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

多くのN P O などからも、そういった情報公開、しっかりとしてほしいと。また、前に時間をいただきましたときには、四月からP R T R のマニフェ

スト制度が実施されるということ、もう一つは、さらに情報公開法も実施になるということも踏まえて、ぜひともお願いしたいと思っております。現実には、大量保管している方々の、都道府県には届け出しているけれども、そういった中身は余り皆さんの目の前にはさらさないでくれといった、大変地域とかかわってくる問題があることも承知しております。

私自身としましては、都道府県に幾つあるかというような情報、どれだけあるかという情報は、何年かしばらく時限措置を持った後には、すべてそういった保管情報というものは公開されるという過程に移っていただきたいと思うんですけれども、ぜひとも大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○川口国務大臣 情報公開法にもお触れになりましたけれども、一般論といたしまして、私は、情報公開というのは、二十一世紀の日本を活性化し、国民全員が政策のあり方、日本のあり方を考えていく上で非常に重要なことだと思っております。

I T 技術が進んでいきましたも、基本的には国が公表していない情報については国民は知ることができないわけございまして、私は、情報公開の重要性については、環境庁長官に就任以来、中々もかなり強くそのことについては言っております。

それから、P C B につきましても、さながら、P C B の廃棄物のさらなる紛失がないようなこと、あるいはその処理が確実に行われることといった観点から、P C B の廃棄物についての情報公開をするということは非常に重要なことだと思っております。

この法律案では、事業者及びP C B 廃棄物を処分する者は、毎年度、都道府県知事に対して保管及び処分状況の届け出ることが義務づけられるわけございまして、この状況を都道府県知事が公表するということといたしております。

環境省といたしましても、この情報公開が適切

に行われるように、その適切な運用に努めてまいりたいと思っております。

○奥田委員 自社内処理を実施してきた企業の方々の報告書を見ても、リスクコミュニケーションというものは当然としまして、周辺住民に対するリスクアセスメントの大切さといったものをうたっております。そして、すべてではないけれども、それと併せて、公表して処理すること、不文律として守って自社処理にこぎつけたということを誇りとして語っております。

これからは、事業者間がかわりませんけれども、環境省を中心に取り組みますP C B 処理におきましても、ぜひともこういった姿勢を持って取り組んでいただきたいとお願いする次第でございます。

それともう一つ、計画等の作成段階においても当然公表いただけると思っております。また、そういった中にパブリックコメントを入れていただいたり、計画ができましたときにはぜひともこういった場で審議する機会も設けていただきたいということもあわせてお願いいたします。

そのほか、実際の処理の運営に当たります中で、あるいは計画を遂行していく、建設、立地の段階でありますも、監視体制ということについて大臣にお伺いしたいと思います。

今申しましたように、廃棄物処理の中で、周辺住民の理解を得る、同意を得るといふときには、環境影響調査、モニタリング、あるいはこういった施設の運営状況の監視体制といったものが大変重要かと思っております。大臣の、監視あるいは監督体制のイメージといったものをお聞かせいただければと思います。

○川口国務大臣 P C B 廃棄物が、委員今おっしゃられましたように、過去、住民の皆様の理解と協力が難しく処理できなかったということにかんがみ、住民の方々の安全と安心という観点から、委員の御質問は非常に重要な点だと思っております。

まず、PCB廃棄物を処理する施設を設置する段階でございませけれども、これは廃棄物処理法に基づきまして、事業者が生活環境影響調査を実施し、維持管理計画を提出することとなっております。

それに加えまして、これらの書類を告示し、縦覧をいたしまして、生活環境を保全する観点から、地域住民、専門家の意見を伺った上で、生活環境に適正な配慮がなされるということを都道府県知事が確認をいたしまして、それで許可がなされるという形にしたいと考えております。

PCB廃棄物を処理する施設につきましては、すべて都道府県知事による申請書等の告示、縦覧、関係住民や専門的知識を有する人たちの意見聴取の経路を経るということで、法律が成立いたしましたら政令の改正も考えたいと思っております。

それから、処理の実施に当たってでございますけれども、処理あるいはその環境面への影響といったことを記録させて、それを地域の住民が閲覧できるというふうにしたいと思っております。これによりまして、その処理に当たってのモニタリングに関する情報の開示がなされるというふう

に考えております。それから、施設の維持管理という観点でございますけれども、この状況については、都道府県知事が、立入検査、報告徴収によって適切に監視、監督ができるようになると考えております。

積極的に情報を公開するということが非常に大事でございまして、環境省といたしまして、環境事業団に対してそのように指導をいたしますとともに、環境事業団には専門家による委員会を設置しまして、モニタリングの状況を確認させるなどの万全の措置をとりたいと考えております。

○奥田委員 続きまして、本法案には、中小企業の処理の費用に関する助成といったものも書かれております。また、基金の創設といったものも書かれております。また、基金の創設といったものも書かれております。また、基金の創設といったものも書かれております。また、基金の創設といったものも書かれております。

うことをお聞きしたいと思えます。私も資料をいただいておりますけれども、化学的処理という中では、高温焼却処理をいたしましたときに一体どれだけの費用、コストがかかるんだろうかということをお答えいただきたいということ。

そして今回、中小企業助成の補助の金額と申しますか割合と申しますか、そういった補助を決めるときに基本的な考え方、金額までもし出ているのなら教えてほしいのですけれども、多分そこま

で言い切れないんじゃないかと思えます。そういった助成に関する考え方もあわせて聞かせていただければと思う次第でございます。

○岡澤政府参考人 処理費用のお尋ねでございますけれども、これは、施設の内容とか維持管理の方法とかによりまして厳密にはなかなか今の段階では算定しにくいわけですが、ごく大ざっぱな数字として申し上げますと、例えば、重量三百五十キログラムぐらいの一般的な高圧トランスの例で申し上げますと、今これを化学分解処理した場合

には、大体一台当たりで六十万ないし七十万程度になるのではないかとこのように想定しております。また、高温焼却で行った場合のコストということになりますと、過去の鐘化の例とか文献等から見ますと、大体二十万円ぐらいではないかと

いうふうにしていただいております。中小企業に対して助成するという点については、環境事業団で処理を行う場合には、住民に対しての不安の払拭という観点から、これは化学処理で行うことが望ましいというふうにも私も考えているわけですが、今申し上げましたように化学処理だとかなり費用がかさみます。負担能力の小さい中小企業者に対しては、この費用が高いこと

によって処理が円滑に進むのを阻害することになる可能性もありますので、そうした観点を踏まえて中小企業への処理費用について助成しようと考えているわけでは

金を設けまして、その処理基金から処理費そのものを助成するというのを考えているわけですが、その両方の財政措置によりまして、中小企業の負担分は、大体高温焼却を行ったところぐらいまでは負担していただく、それ以上はできるだけ負担の軽減を図りたいというふうにご考えているところでございます。

○奥田委員 ちよつと質問通告と変わって飛びまして、熊谷政務官の方にお尋ねしたいと思えます。国が基本計画を定め、そして都道府県が実施計画を定めるといふようなことが書かれておりますけれども、現在、環境省が持つております全体の規模のイメージ、今残存するPCB廃棄物あるいは使用機器といったものはこれからふえるということはないはずで、処理にかかるまでのタイムスケジュールや、山田議員の質問にもござい

ましたけれども、施設建設に、それは国が出すか民間が出すかは別として、大体どのぐらいの予算が必要なのか。あるいは、今言った中小企業補助、助成といったものにどのぐらいの総額の予算が見込まれるのか。そういった点の詳しい数字を織りませて、環境省の計画といったものを説明していただければと思えます。

○熊谷大臣政務官 PCB廃棄物の処理に向けた全体計画がどのようになっていくかということですが、まず、環境事業団を活用いたしまして、ここを廃棄物処理の拠点のものに位置づけながら、全国的には大体五、六カ所程度ぐらいそういう処理施設というものを整備していきたいというふうにご考えております。

御承知のように、PCB廃棄物の大部分を占めるのはトランス、コンデンサーでありますから、台数として大体三十九万台ぐらいあるということからしますと、この五、六カ所の処理施設で処理をする期間というものは大体十年ぐらいかな、こんなふうにご考えております。

それから、施設をつくる年数というのは大体五年ぐらい、合わせて十五年のスパンの中で三十九万台処理できるのではないかな、こんなふうにご

えているところでございます。それから、大手企業については、これは自社処理を進めてまいるといふことを考えておりますが、例えば電力会社であります、柱上トランス、こういうものを中心にして自社処理の取り組みを進めてまいりたい。

もう一つは、民間事業者や自治体の関与する廃棄物処理センターであります。ここがどの程度PCBの処理機能を有する施設になるかということとは定かではないわけですが、そういったようなものができれば、いろいろ、これから処理基金というものを造成していくわけでありまして、そういったような面の助成の対象にも考えてまいりたい、こういうふうにご考えています。

さらには、民間業者自体としてそういう施設を設置するというケースも考えられると思えますが、これらについては、中小企業業者を対象にして、PCBの廃棄物処理についても助成の対象にカウントしていきたい、このように考えているところでございます。

なお、予算的な面については、事務当局の方から説明をさせていただきたいと思えます。○奥田委員 簡潔にお願いいたします。

○岡澤政府参考人 まだ全体が確実に固まっておりますので、そういう意味では確実なことではありませけれども、施設整備費とPCB基金からの繰り出しというところで助成を行うことになりま

す。先ほど申し上げましたように、結果的には、中小企業に対して、大体六十万から七十万かかるものを二十万程度まで下げるといふことではござい

ははつきりわかりませんが、来年度分で申し上げますと、国が二十億圓拠出することになっておりまして、地方公共団体が同額の二十億圓、合わせて四十億圓の拠出になっております。それを大体十年程度、多少のこぼれがあるかもしれませんが、積み上げまして、中小企業の保有しているPCBの処理費にその部分を全体として薄めて充てたいというふうに考えております。

○奥田委員 もう一つ、処理施設での化学分解処理と高温焼却処理といったものの知見について環境省にお聞きしたいと思います。

一応、廃棄物処理法に基づく処理として五つの方法、そのほかに個別の方法として十幾つかの方法が出ております。そういった中で一つ、金属ナトリウムを使用している脱塩素化分解法がございませぬけれども、金属ナトリウムの爆発性というものを危険視する意見も出ておる次第でございませぬ。そういった意見に対する評価の適切性といひますか安全性について説明をいただきたい。

それとともに、私自身一年ぐらい前に、皆さんは当然廃棄物処理施設の最新型のものを見ていかと思ひますけれども、ガス化溶融炉の中で排ガスの処理もする、煙突の要らないような廃棄物処理施設が、一年たてば最新型じゃないかもしれませぬけれども、最新型として登場しております。また、排気と申しますか排煙に關しても、二千度ぐらいで燃やして、千二百度ぐらいのガスを排気するとき一気に七十度ぐらゐまで急速冷却するということによつて、そこからは冷却期間中のダイオキシンの発生も抑えるといった手法もとられております。

そういった中で、PCB自身も、その危険性とともにも誤解を招いている部分もあるかと思ひます。コストとしては大変効率的な高温焼却、それも最新型の施設で、これだけの確実な監視と施設のもとで高温処理していけば大丈夫だという知見を広めるといったことも大切なことだと思ひております。そういったものは、周辺のPCBをふき取ったウエスだとかあるいは容器だとかの処理に

つながってくることもあると思ひます。その両方の知見をあわせてお尋ねしたいと思ひ次第でございませぬ。

○岡澤政府参考人 関係省庁の間で技術評価をして定めた化学処理という方法については何種類かございませぬが、今先生御指摘のように金属ナトリウムを用いる方法がございませぬ、その場合、金属ナトリウムは水と反応して発熱して爆発するおそれが一般的にあるというふうに考えられております。

しかし、具体的にこの施設を建設し運転する場合には、例えば反応薬劑の容器のふたの開閉を屋内で行うとか、反応槽に窒素ガスを供給して酸素を遮断して行うとか、あるいは発生する水素が漏えいしないように反応槽、配管などの検査とか水素検知器を設けるとか、そうした具体的な対策がとられておりました。現にこうした化学的な処理を行う施設も安全に稼働しているという実績がございませぬ。そうした安全対策については十分な措置をとらせていきたいと思ひます。

また、高温焼却技術は捨てがたいのではないかと、いうふうなことでございませぬが、私どもは、高温焼却は一つの完成した、成熟したPCBの処理技術だといふふうに考えております。鐘淵化学の廃PCBもかつて高温焼却で処理したこともございませぬし、国内での実績を踏まえて、十分実用化できるというふうに考えています。

ただ、残念ながら、高温焼却施設でPCBを処理しようというところで全国で処理施設の立地を検討したところ、それが住民や地方公共団体の反対によつてうまくいかなかったという事実がございませぬ。その反対された理由というのが、やはり運転状況に何かトラブルがあったときにPCBやダイオキシンが漏えいしてしまうんじゃないかという懸念がどうしても払拭できないということだと思ひましたので、そうした問題点が起きないような化学処理というのでとりあえずはやってみたいと思ひています。

また、PCBそのものに対するアレルギーのよ

うなものだんだん私拭されてくれば、十分な安全対策を講じて高温焼却による対応というものも可能な事態がやってくるのではないかと、いうふうなことを考えております。

○奥田委員 当然化学処理であればよろしいのですけれども、結論的なことは私はいませぬけれども、今、欧米では大体五十ppmの濃度のものからPCB廃棄物として認めている。POPs条約でもたしか同じ考え方だと思ひます。

日本の場合、あるいはオランダの場合で、五ppm、百万分の五の濃度からPCB廃棄物として、特定管理廃棄物というものと管理と廃棄をしなければいけない。適当な廃棄をすればいいということも言っているのではなくて、そういった百万分の五という、普通の国の十分の一の濃度のものでもあつてもそういう厳しい廃棄基準が求められている。同列であるオランダの場合も、よく見ると、燃料油として使用してはいけないという項目になつていのであつて、特定管理廃棄物の管理の仕方をしなさいというわけではないようございませぬ。

例えば、そういった最新型の処理施設の中でダイオキシン発生が十分に抑制されるといつた処理について、環境省自身が、低濃度あるいは容器のよなものはこの施設できちんと処理されれば確実な処理がされるといつたような認定を訴えたり、あるいはきちんとした焼却が行われたときには、PCB処理は安全なものなんだといつたことをこれからぜひともっと広く訴えていただきたいという思ひがあるのも一つでございませぬ。

もう一つ大切な、環境事業団の方の議論に移りたいと思ひます。

ちよつと時間が少なくなつて大幅に質問がなくなりませぬけれども、今私ども党内で、この事業をぜひともやらなければいけない、だが、その推進の体制といつたものについて疑問を感じている次第でございませぬ。

環境事業団は、厳しい言葉かもしれませぬけれども、一時、国公立公園内の施設の失敗によつて、

観光事業団じゃないかというようなことまで言われて、そこから事業撤退をいたしました。そして二年前にはさらに、融資の焦げつきなどから、融資業務を日本政策投資銀行に移管して、残った債権の回収、管理といったものをしております。そしてまた、この建設譲渡事業というものは本当に国がするべき事業なのかということに、私どももに党自身も大きな疑問を感じております。

環境事業団の不良債権の問題もいろいろ聞きたいのですけれども、事業団の持つていこういつた問題点とこれからの建設譲渡事業のあり方といったものを考えて、今私ども民主党も、本法案の修正案として提出された法案とともに、事業団のあるべき姿、そして建設譲渡事業といつたものも考えて、この民主党の用意しました修正案に対して、ぜひとも委員会での御審議をいただければということをお願いいたします。

委員長、そういった修正案の準備がおりますので、ぜひとも理事会にてお取り計らいをお願いしたいと思います。

○五島委員長 理事会にて検討いたします。

○奥田委員 どうもありがとうございます。

では、事業団の方から参考人として理事長に来ていただいておりますので、一つだけ、不良債権問題についてお伺ひして私の質問を終わりたいと思ひます。

新聞報道は当然見えておることと思ひますけれども、私もそういった不良債権についてとアニングをさせていただきました。大体、銀行の査定をいへば、第三、第四分類といつた中に百八億圓ぐらゐの不良債権があるということでございますけれども、第二分類の中にも、返済を猶予しておつたり三ヶ月程度の延滞があるというものもあると聞いております。

普通の金融の判定でいへば、不良債権予備軍といひますか、要注意債権といつたものも含めた第二分類までの債権について御説明をいただき、その状況は、理事長といたしましてどういう状況と

判断するか、そして、これまで債権回収のために取り組んできた取り組みに対する成果といったものの御説明を求めたいと思います。

○田中参考人 私ども環境事業団の債権の状況でございますけれども、平成十一年度末におきます私どものリスク管理債権額は、破綻先債権額が十八億円、延滞債権額が二百二十二億円、貸し出し条件緩和債権額が八百五十三億円、合計千八百三十三億円ということでございます。

この原因といたしましては、御案内のとおり、私どもの事業の相手方は中小あるいは零細の企業が非常に多いということでございます。長引く景気の低迷等によりまして企業の業況がますます悪化をきてきております。これに伴い、今申し上げました延滞債権額等が発生をきておるわけでございます。

こうしたことで、私どもといたしましては、この状況に対応するために、出資金の増額をするとかあるいは貸倒引当金を積み増すなどの財政基盤の強化を図ってきておりますし、私ども事業団の債権回収体制も強化をきてしております。

具体的に申し上げますと、私ども事業団の中に債権管理委員会というものを設置いたしました。債権保全として取り組むべき基本的な方針や立案を検討いたしております。それから、営業の担当部から債権管理部門というのを経理部門に移しまして、ここで内部牽制機能を強化いたしております。さらに、債権管理部門の人数を大幅に増強いたしました。また外部からの専門家も招いて、そうした債権回収の体制の強化を図ってきております。

先ほど先生からお話ございましたが、銀行の第二分類に該当するのが私どもは条件の緩和債権額だと思っております。これらにつきましては、債権者の経営再建あるいは支援を図るという目的で一時的に元本の償還を猶予した償還猶予債権でございます。こうした償還猶予は、長期的な視野に立ちますと、債権者の経営を好転させながら私ども事業団の債権回収を図ろうとするものでございまして、現在ある償還猶予債権は、私どもとしては、将来的にはこれを正常化する見込みだということと位置づけております。

また、回収の見込みのない延滞債権につきましては、これは期限の利益を喪失させまして、債務者の資産の任意売却を行いますとか、あるいは担保物件の競売の実施など法的な手段の迅速な実行等によりまして、現在早期の整理回収を実施いたしておるところでございます。こんな状況でございます。

○奥田委員 時間が過ぎましたので意見だけ言わせていただきますけれども、私どもとしましてはあるいは私としましては、事業団にかかわらず公的な機関、こういった機関が造成事業や建設事業を束ねるといったことまで必要なか、必要な時代なんだろうかとということをおっしゃっていただきたいと思っております。

当然、制度融資のもの、あるいは支援制度を取りまともたたり、そういった事業体、企業を組合としてまとめたり、あるいは立地の中での地域調整を行ったり、そういったコンサルタント的な業務はこれからも必要なことだと思っております。

環境事業団という名称からいけば、これからは、先ほどから言っていますように、環境モニタリングあるいは環境影響評価といったものを実行できるプロフェッショナルの集まり、あるいは人材を育成する組織、そういった組織としてのあり方が時代のニーズとして求められているのではないかとということをおっしゃっていただきたいと思います。質問を終わります。どうもありがとうございます。

○五島委員長 山田敏雅君。
○山田(敏)委員 民主党の山田敏雅でございます。私は、最初に申し上げたいことは、二十一世紀は、日本を代表する省庁は環境省じゃないか、そこあるべきだと思っております。二十世紀は通産省とか大蔵省が日本を代表する省庁であったかもしれませんが、これからの時代は環境省が日本を代表する省庁になっていただきたいと思っております。

し、私もそういうふうに見えます。環境省が強力なリーダーシップを持って、そして責任と自信を持って日本の行政を引っ張っていく時代が今来ていると思っております。

一番いい例が、地球温暖化の問題でございます。皆さん御存じのように、もう既に温暖化は手おくれでございます。今どういう手を打っても、地球はどんどん温暖化していつて、気候の異常現象が起こったり海水が上昇するわけですが、きょう現在、残念ながら、温暖化はとめられないどころか、どんどん排気ガスもふえている。特に、アジアの地区においては上昇が著しいということでございます。

そこで、皆さん御存じのとおり、きのうの夕刊、世界じゅうの良識ある人たちは本当に仰天しました。アメリカのブッシュ大統領が突然こういうふうにおっしゃった。フライシャー米大統領報道官に申しました。フライシャー米大統領報道官、大統領は京都議定書を支持しないと明確に述べました。それからホイットマン環境保護局長官、議定書の批准には政府として全く関心がない。これは、日本経済新聞の報道でございます。

そこで、環境大臣にお伺いしたいのですが、これ、どうしますかということですが、お手元の答弁書には、これは、まだアメリカははっきりしたわけじゃない、日本がアメリカを説得すればいいじゃないか、そういうふうにおっしゃると思っております。しかし、去年の大統領選挙から、ブッシュ大統領というのはちよつと頭が悪い、能力も余り高くないと、こういうふうにおっしゃってまいりました。今回の件で、私も、これはちよつと頭がよくないな、非常に能力が低いというふうにおっしゃった。大臣にお伺いしますが、ブッシュ大統領は、電力業界にちよつと影響があると、この京都議定書はおれたちが参加しなきゃいけないんだ、こういうふうにおっしゃる言っておられるわけですが、これについて、私はちよつと今コメントを申し上げたいけれども、大臣のコメントはいかがでしょうか。

○川口国務大臣 ブッシュ大統領は、選挙のキャンペーンの中で既に、京都議定書は支持しないということをおっしゃってきております。ということ、その理由は、ただいま委員がおっしゃったように、多くの国が参加をしていない、あるいはアメリカの経済に悪い影響を与えるということでございます。これはまた同時に、それをさらにさかのぼって、九七年だったと記憶をいたしておりますけれども、九七年にアメリカの上院で決議がございまして、これは京都議定書が出る前、できる前のことでございますけれども、上院としては反対でございまして、途上国が参加しない、あるいはアメリカの経済に悪い影響を与えるような取り決めには反対であるということをおっしゃってございまして、それを基本的に踏襲しているわけでございます。この上院の決議というのは、実は九十五対ゼロということで、共和党、民主党関係なくこれは決議がなされたというものでございます。

といたしましては、実は昨年オランダで会議をしていて段階でも既に、アメリカの民主党、当時のクリントン政権の代表は、途上国の参加が大事であるということをおっしゃってございまして、これは多くの国が、途上国は気候変動枠組み条約上は削減義務を今負っていないわけでございますけれども、どこかの段階で、何らかの形で多少は削減をしようというところが大事ではないだろうかという意見を持っております。日本も同様でございます。

といたしましては、二〇一〇年に途上国の温暖化ガスの排出が先進国あるいはアネックスIの排出ガスの総量を上回るということになるわけでございます。既に今の時点で中国一国は、総量としていけば日本の排出量を上回るということになっておまして、そういう意味で、温暖化問題を実際に実効あるような仕組みで対応していくということをおっしゃったときに、将来のどこかの時点で途上国が入っていくということは大事であろうということでございます。

それで、アメリカ経済への悪い影響ということ

でございませけれども、具体的にブッシュ大統領がこの言葉で何を言おうとしているのかというのは、それ以上説明がございませんで私もよくわかりませぬ。

私もどなたもいたしましては、温暖化に対して対応していくことは、特にアメリカのように排出ガスの量が世界一であるという国はもう当然のことだと思えますけれども、すべての国が対応していかなければいけない問題でございまして、その過程で悪いマイナスの影響をこうむる産業、あるいは国民のある部分というのがあります。よし、同時に、それが刺激となって経済にいい影響を及ぼすという部分も当然にあるというふうにも思っておりますので、コメントといたしましては、悪い影響を及ぼすというのは、それは一面の見方ではないだろうかとこのように思っております。

○山田(敏)委員 私の質問は、これから日本はアメリカのこういう態度に対してどういう方針で臨むのか、これをお答えいただきたいと思えます。○川口国務大臣 先ほど申しましたように、アメリカは世界で最大の排出国でございますから、こういう国が参加してくることが、京都議定書の有効性あるいは地球環境問題、温暖化問題に適切に対応していくことができるために非常に重要なことだと思っております。

その観点から、アメリカの大統領に向けて、実は、けさほどブッシュ大統領に向けて森総理から親書も発出していただきましたし、私も、数日前に環境保護庁に手紙を出させていただきました。き、きのうも談話を発表させていただきました。ありとあらゆる機会をつかまえてアメリカに働きかけていきたいというふうにも思っております。

この努力は今後も引き続き継続をしたいと思えますし、国会のお許しをいただければ、四月二十一日のニューヨークでの会議で、私自身参加をして、アメリカを初め、この京都議定書の運用ルールの議論が前向きに進むように働きかけたいと思っております。

○山田(敏)委員 ただいまの答弁では、アメリカ

をとにかく説得したい、こういうことだと思えます。ただ、今まで日本がアメリカを説得して成功したことは余り記憶にございませぬ。アメリカが日本を説得したというのはたくさんございませぬ。数限りなくあると思えます。今、日本が手紙を出して、大統領、離脱したけれども何とかやってくれという手紙を出して、会って話をし、じゃ、ああそうですかというふうな話は到底考えられない、現実的な政府の政策とは思えませぬ。

日本政府が今やることは、五五%条項がありますから、参加国の五五%が参加すればこれはもう議定書を発効できるということに約束したわけですから、アメリカ抜きでやろう、アメリカだけ、じゃ離脱してくださいと、温暖化の問題はアメリカ抜きでやりますよと、こういう方法しか今のところないんじゃないですかね。

○川口国務大臣 アメリカは、アネックスIという削減義務を負っている国の中で、排出量で三七%弱を占める国でございませぬ。こういった国が参加をしないということは、地球温暖化への対応として非常に問題がある、有効性を欠くというふうにも私どもは考えております。

日本も、森総理の親書を初めさまざまな働きかけを今後行ってまいりますけれども、実は、昨日ドイツの首相と大統領との会談がございまして、そこでもドイツの首相から非常に強くアメリカに対して働きかけを行ったということもございませぬ。

アメリカは、京都議定書は支持しないけれども、友好国あるいは同盟国とともに温暖化の問題を建設的に解決するための努力をする用意があるというふうにも言われております。アメリカといたしまして、言っていることは、京都議定書は支持しないということもございまして、温暖化問題に対して積極的に対応していく、市場のインセンティブですとか技術ですとか、それからその他の革新的な取り組みを通じて真剣に取り組んでいくということもアメリカも言っているわけございまして、各国共同して、EUの国も、日本も、あ

るいは他のアンブレラの国々も、共同してアメリカに働きかけるということが大事だというふうにも思っております。

○山田(敏)委員 私の質問に答えていただけなかったのですが、私の質問は、説得してもだめな場合はどうするのか、日本として、アメリカ抜きでやるという腹はあるのかどうか。それが今までなかったから、アメリカの言いなりになって、私も外務省に一時おたがうことがありますが、もうとにかくアメリカの言った方を一生懸命見て、日本の自主性、自立性、特にこの環境について日本が世界をリードするという立場が、外国にもアジアの国にも全然伝わらない。それが今の環境行政の大問題だと思えます。

ですから、私の質問に答えていただきたいのですが、説得してだめだった場合にはどうするのか。五五%の条項があるわけだから、アメリカ抜きでやるという決意を日本が示せば世界はついてくる、そしてアメリカはやがてついてくる。アメリカが、私は京都議定書はやりませぬけれども、自分の国では温暖化対策はやりませぬなんて、そんなもの何もないじゃないですか。京都議定書の入った枠組みで温暖化対策を世界とともにやっていかないと、やりますと云ったって何の意味もないことであって、そんな話を今、ああそうですかというふうなことを言いたくないので、大臣、今の私の質問に、やるのかやらないのか、答えてください。

○川口国務大臣 今ドイツの例を出させていただきましたけれども、現在世界の国々が、EUの国々、それからアンブレラの他の国々が全部一緒になってアメリカに働きかけるという努力を行っている最中ございませぬ。アメリカ自身、国際的なプロセスで地球温暖化問題に取り組むということも言っているわけございまして、これを、ほかの国々と一緒になって、日本もその中で積極的にイニシアチブをとりながら働きかけていくということが重要だと思っております。

○山田(敏)委員 ちょっと、同じ質問を同じ答え

で、いつまでも終わらせませんので、私は、環境大臣が今世界をリードして、アメリカ抜きでもやるという決意を示すことがこの京都議定書を一歩でも前に進める一番大きなポイントだと思います。今のうちに、説得をします、手紙を出しますというところで、過去、日本とアメリカ、あるいはヨーロッパとアメリカの関係で解決されたり説得されたということはほとんど記憶にございませぬ。ですから、ぜひ今の場で、この戦略しかないんだということをよく検討していただきたいと思えます。

次に、今回のPCBの問題でございませぬ。本会議でも取り上げさせていただきました。まず、このPCBの処理について、やはり過去三十年間の日本の政府がやったことを総括して反省した上で今の政策をやらなきゃいけないんですが、本会議でも経済産業相の答弁がありました。全くその反省、総括がなくてやっています。すなわち、国の行政の失敗は国民の税金で今後やっていくというやり方は、納税者としては納得のいかないことございませぬ。

そこで、経済産業省にお伺いします。PCB処理協会が過去三十年間努力してまいりました。本会議でも、大臣は、一生懸命努力しました、一生懸命やりました、その結果、何にもできなかった。一方所もできなかった。三十九カ所候補地がありました。十数社の会社が応募しました。普通、一方所だめだった、二方所だめだった、三方所だめだったと、三方所ぐらいいくと、ネズミでも学習効果が働きますので、四方所目は全然別の角度からやっていくということもございませぬ。

しかし、これは書類が残っているんですが、十九年後に何もできなかったことについて、実はこうだったということが四項目書かれています。ですが、それについて、では、これだつたらこうすればよかつたんじゃないか、これだつたらこうじゃないか、そして経済産業省の責任というのはい

個別企業名の公表は御容赦をお願いしたいと思っております。

○山田(敏)委員 四月から情報公開を、国民の前にはつきりしようと、政府の信頼感を取り戻さなきゃいけないときに、二十数年前に、私もやりたい、私もやりたいとたくさんの方々が手を挙げたわけですが、その企業名を挙げられないというの、国家の外交上の機密か何かがあるんですか。理由が全然明確ではないと思っております。

○竹本大臣政務官 申し上げましたように、本場に各地点さまざまな事情がありまして、また、企業の名前さえ具体的にださなかったところもございまして。そういうような情勢の中で一言に三十九カ所と言われましても、余りにも多岐にわたっておりますし、その実態を一々説明しないとわからないようなものがございますから、企業名を挙げることで誤解を招くケースも恐らくあるだろうと思っております。そういうことをいろいろ総合勘案いたしまして企業名の公表は御慮慮申し上げます、こういうことでございます。

○山田(敏)委員 もう全く理由にならない理由で、何でそれを隠そうとするのか、これは本場に理解に苦しみます。もちろん数社の企業を私も知っておりますけれども、しかし、それを何の理由で公表しないのか。

なぜ私がここにこだわっているかと申しますと、この後我が国は、まだ何にも処理していないわけですから、この三十六万台というトランスを処理していかなくちゃいけない。大変な事業が始まるわけですから、いろいろな会社を合わせてやっていかなくちゃいけないときだと思っております。それでお聞きしたわけですが、どうしてもお答えできないんだら、別の方法でまた改めてやらせていただきます。

次に、PCB協会でございますが、これもまた不可思議なことになってございまして、我が国の特殊法人とかいろいろの法人が非常にむだ遣いをしていく典型的な例でございます。

補助金をもらってこのPCB処理協会は現在も活動しております。十四年前にはこの役割は終りまして。すなわち、もうPCB処理協会は、処理をやるといって、処理施設をつくるという役目は終わったわけですね。その後、十四年間何をしたらかという、台帳の書類整理をしました。毎年七千万円ぐらいの手算を使って、この台帳は既に地方公共団体に渡っております。地方公共団体が非常に詳しく、どこにどんなトランスがあるかとやっておるわけですから、もうその段階で協会というのは何の意味もないところで、それにさらに国の税金を使って存続をするという考え方で、ね。これは十四年前になぜやめられなかったのか、ちよつとお答えください。

○竹本大臣政務官 PCB処理協会が作成、管理しておりますPCB使用機器の管理台帳でございますけれども、厚生省が平成四年にPCB廃棄物の保管実態に係る全国調査を実施いたします際に地方公共団体に提供されまして、調査対象となるPCB使用機器の保有事業者を特定するために使用されたわけでございます。

また、平成四年以降におきましても、PCB使用機器の使用及び保管状況に変更があった場合に、事業者が地方公共団体に報告する制度が確立していかなくなったわけでございますから、PCB処理協会では、PCB使用機器の保管状況を把握するために、次善の策として、現在まで、事業者からの自主的な報告に基づいて、台帳の更新業務を事実上継続してまいりました。そこで、この更新された台帳は、平成十年に厚生省が再度一斉調査をした際に活用されております。

このように、PCB処理協会において管理台帳を更新し続けてきたことは、ほかにPCB使用・保管状況を継続的に把握する手段を持たなかったことから必要なのであつたわけでございます。

なお、PCB処理協会は、PCB及びPCB使用製品の製造事業者を中心とする民間企業の発意により設立された公益法人でありまして、本法の

施行後における協会のあり方については、一義的には協会自身によって決定されるべきものであると考えております。

○山田(敏)委員 国民の税金を自分のお金として大切に考えたら、この台帳の更新をするなどというの、もう既に厚生省が全国にやったわけですから、そこに移管しても十分できるわけですからね。その辺の意識がちよつと国民の意識から離れているんじゃないかということ指摘させていただいて、直ちに、できるだけ早い時期にこの協会を廃止するようにお願い申し上げます。

次に、本日、私が本場に申し上げたい議題に移らせていただきます。PFI事業というのを本会議で申し上げます。今度の、国の税金を使って環境事業団でやるというこの事業を、民間の資金と活力を利用して公共事業を行うPFIという手法でやったらどうかということでございます。

環境大臣にお伺いしますが、PFIの事業についてどういふ認識をお持ちですか、お答えください。

○川口国務大臣 そもそもPFIとはどういうものかという御質問でございますけれども、これは、本来、公的部門が行う公共施設の建設、学校ですとか橋ですとかございまして、それから維持管理、運営などを、公共施設等の管理者と民間事業者の契約に基づいて、官民の役割、それからリスク、責任の適切な分担をしながら、民間の資金、経営能力、技術能力を活用して行う手法であるというふうに認識をいたしております。

○山田(敏)委員 それでは、この処理事業について本事業が本場に適しているかどうか、どういふふうにお考えでしょうか。

○川口国務大臣 民間の資金、すなわちPFIの手法というのは、先ほど申しましたように、民間の資金や経営能力や技術的な能力を活用することによって、本来、国や地方公共団体が実施するものについて、国や地方公共団体が直接実施するよりも効果的に公共サービスを提供する

という事業であるわけですね。

それで、PCBの話でございますけれども、お話が先ほど出ていますように、なぜこれが今まで民間でできなかったかということ、それは、それなりで、地元の方々の安全、安心についての信頼が得られないということがその大きな理由であつたわけでございます。したがって、公共的な事業をどうやったら効果的にできるかというPFIの事業は、そういった地元住民の安全と安心に対するお気持ちということを考えますと、今の段階ではなじまないのではないかと考えております。

○山田(敏)委員 大臣、PFIについて認識を誤つていらっしゃるんですが、PFIというのは公共事業なんです、今おっしゃつたとおり。民間の事業ではないんです。公共事業、国が責任を持つて行う事業。ただし、それを行う手法がPFIという手法でやるということなんです。ですからPFIというのは、病院をつくるケースもあります、美術館もあります。しかし、そのケースで民間と政府が契約を結んでやるものなんです。ですから、これがPFIという定型的なものはないんですね。

お手元に資料がございます。お配りしました。これは、イギリスが九〇年代の初めに、大変な不景気で、そして財政危機、そして失業者が多い、しかし公共事業を進めていかなきゃいけないという今の我が国と非常に似ている状況、そのときにイギリスが始めたPFIという手法でございます。

九三年に始まりまして。一番下の段にPFIと書いてあります。これは一億ポンド、ですから約二百億円弱ですね。そこから始めて、毎年毎年この手法を繰り返して、だんだん規模を大きくして九九年には四十二億ポンド、すなわち約七千億円の公共事業を民間がやっております。ここまでやってきました。これは、PFIでやるのがいいんだ、これを進めようという行政のトップ

の強い意思が要るんです。これがPFIができる理由なんです。

本会議で申しましたタイの例ですが、タイは空港から市内までの高速道路をやりました。これは華僑の民間のグループが建設しまして、三十年間でペイする、高速道路の料金を受け取って償還をして、三十年後に国にたぐ返す。そして、国民はこの高速道路をただで使える。これは一円も国民の予算は使っていません。それから、モノレールをやっています。地下鉄をやっています。これも民間の資金の活用、ただし、政府が、保証とか責任とか、その契約の中で使う。タイという国は大変小さな政府です。国民が税金を払いません。しかし、高速道路も要ります。地下鉄も要ります。どうしてもやらなきゃいけない。どうしてもやらなきゃいけないという意思があるからこれはできるんです。

今回のPCBの処理施設は、今申し上げましたように、三十年間国が行政の責任でこれを行わなかった。外国ではもう二十年前に既に処理をやっちゃったんですよ。その責任を、国民の税金でやりましょうという考え方は、国民としては納得できない。ただし、このPFIという手法を使えば、国民の税金を使わないで効率的に運用ができる。しかし、今認識を誤解されているのは、これは民間がやるんじゃないんです。公共事業なんです。公共事業を政府が保証して、責任を持って、民間のノウハウと資金を使ってやるというやり方なんです。

一つ例を申し上げます。福岡市が清掃工場をやりました。大変最先端の清掃工場を福岡市が完成いたしました。これはPFIでやりました。結果は、半分の予算でできました。しかも最先端の技術のものを、もう見積もりの段階から違っておりました。これは一円も国民の税金を使っておりません。

それから、岡山市の例がございます。これは三丁目劇場という劇場をつくりました。この両方のケースも、市長が非常に強い意思を持って、PFI

Iをやるという決意を持って臨まれました。岡山市の場合は、劇場をPFIでつくって、劇場の運営、管理、すべて民間の資金と活力でやっております。

今申し上げましたとおり、PFIをやった場合には、今お考えになっているコストよりはるかにコストダウンを図れる、そういう場合もあります。それから、電力会社は既に処理施設を持っており、PFIでやった場合には、既にある処理施設を使うということもできます。そうすると、今中小企業は大変な、トランス一台五十万円というようにお金は処理に出せないというような場合も、既にある処理施設を使ってこれをやった場合には非常に安く、例えば五万円とか十万円できるというケースもあります。

これを、今回の法案にPFIでやるんだという意思を示さないと、今後の運営が、ましてや環境事業団は、これは時間がなくてあれなんですけれども、環境事業団は一度もPCBに対して経験がない、人材もないところですから、そこで新たに環境事業団がやるということになると、今までの不良債権一千億円とか、国立公園にホテルをつくらせてそれが全部だめしたとか、いろいろなことをやってきた事業団にこの事業を新たに国民の税金を使ってやらせるという案は、これは到底納得できないものと思います。大臣、いかがお考えですか。

○川口国務大臣 委員のおっしゃられた劇場ですとかそういうケースでPFIを使うということが、恐らくそれは適しているという考え方が、あるのはよく理解をいたします。英国においても、学校ですとか橋ですとか鉄道ですとか病院ですとかといったことにPFIの手法が使われているというところは、委員の資料のとおりだというふうに思います。

問題は、PCBの廃棄物を処理する施設をPFIでできるかどうかということでございます。PFIの事業がなぜできなかったのか。民間企業がやる努力をして結果的になせうまいかなかつ

たのかという過去の経緯を考えますときに、やはりその原因は、地元住民の方の納得をいただかなかつたということでございます。

なぜ納得がいただけなかつたのかということも言いますと、やはり民間企業という主体が参加をするPFI、あるいはその場合は民間企業自身がやるということでPFIではなかつたわけですが、これも、民間企業がやるのが商業ベースを基本とするということ、その結果、その地域住民が、民間企業の採算を守るということのために自分たちの安全と安心が犠牲になるのではないかと、これがその一つの大きな要因であって、当時、努力をしたにもかかわらず民間ベースでできなかったということでございます。

ということでございますので、PCB廃棄物の処理事業をPFI事業でできるのかということも言いますと、まさに民間企業がかかわってくるということもございまして、地元住民の方の安全と安心に対する確信をいただけないということから、私どもとしては、PFI事業は現段階ではなじまないというふうに考えるわけでございます。

それから、もう一つつけ加えていただきたいのですが、先ほど委員は、PFI事業をすれば税金が要らないというふうにおっしゃられましたけれども、仮に民間がPFI事業によって施設をつくったとしたら、国がその施設を買い取るということになるわけでございまして、その段階で税金は出ていくということもございまして、PFI事業をやれば税金が必要でないということには必ずしもならないというふうに思っております。

○山田(敏)委員 大臣、私が今申し上げたことを、ちょっと後ろを向かないでちゃんと聞いていただかないと、せつかく十分間もしやべって、今の答えでは何にもならない。

PFIは民間の業者がやるものではありませんと今申し上げましたね。それから、福岡市の清掃工場、このPFI事業、ごみ処理事業というのは大館市でもございまして、そういう事業も行われて

おります。

それからもう一つ、一番肝心なところは、今までなせ行われなかつたのか。それは、国が保証や責任をとらなかつたから行われなかつたのです。今回は、では、なぜ北九州でできるのか。それは、国が責任と保証をとりましますと、そういうことじゃないんですか。

私が言っているのは、国が責任と保証をやりまします、ただし、その手法はPFIという手法を使つたので、ちゃんと聞いておいていただきたいので、ちゃんと聞いておいていただきたいので、すけれどもね。今申し上げているのは、事業団なり国なりが、地方公共団体もそうですが、それが事業主体となつてやる事業をPFIと言うので

す。先ほど、施設を買い取るから税金がなんと、こんな認識のないことでは——PFIというのは、今申し上げましたように、個々のケースで契約を結んでやるんですね。だから、買い取るという契約をしてもいいし、買い取るという契約をしなくてもいいし、ケース・バイ・ケースでやっていくのがPFIのやり方なんです。これはイギリスでたくさんケースが行われて、今タイのケースも申し上げました。日本でもこれに本当に、税金を使わないで効率的に、しかも安く機動的にやろうということが全国で、これは首長の強いリーダーシップが要るのです。——ちよつと、聞かないで言われると……。

ですから、今大臣にお聞きしているのは、大臣は環境省の事務次官代行じゃないわけですから、大臣は国民の代表なんですから、こをちよつと、今環境省の事務次官代行じゃないわけですけれども、環境省事務次官代行じゃないわけです。国民の利益を代表する大臣ですから、この視点は明らかに環境省の事務次官とは違います。私が言っているのは、政治家としての視点をお聞きしていただきます。

○川口国務大臣 一番重要なことは、PCB廃棄物の処理を一刻も早く行って、その結果として廃

棄物をゼロにするというところでございます。その努力を今までしてきたけれども、うまくいかなかったという事です。

PF Iの事業というのは、まさに定義により、それをなせ行かという事を言いますと、民間セクターの持っている活力あるは効率性、それを使うためにPF Iの事業というは存在をするわけでございます。民間事業と政府というはそれなりにリスクの分担も行うというところでございます。

PC Bの廃棄物の処理についてでございますのは、先ほど申しましたように、民間の企業が加わることが効率性、まさにPF I事業がその目的としているところの効率性を生かすための過程で、商業的な目的あるいはその効率化をたつとぶために、自分たちの、地元住民の安全と安心が犠牲になるからというおそれが地元住民の方々にあつて、それがゆえに立地ができなかったということが今までの問題でございましたから、まさにその安全と安心を確保することが大事であるという観点、それがPC B廃棄物の処理のために必要であるという観点に立てば、PF I事業ではなくて、やはりそこは環境事業団を活用して国が施設の整備をするということが重要であるということになるわけでございます。

○山田(敏)委員 まさに今おっしゃったとおり、一刻も早く処理を進めていかなきゃいけない、その観点は私も同様でございます。

もう一回申し上げますけれども、PF Iというものも非常に誤解されております。認識を誤っております。一刻も早く全国で、今北九州でやるという事であれば、これは五年後にやって、さらに十年間かかる、十五年後に全国の量の三分の一をやりますという非常に時間のかかる計画でございます。

しかし、私が最初に申し上げましたように、PF Iでやれば、全国にこの事業をやりたいという会社はたくさんあつて、技術的なノウハウもある、実績のあるところもたくさんあります。既に

処理施設を持つところもあります。北海道にも、東北にも、東京にも、東海にもあります。その人たちが環境事業団でやるなど言っているんじゃないのです。PF Iをちよつと誤解されているのは、環境事業団が事業主体になってやればいいのです。これは国の代行ですから。国がやってもいいのです。環境事業団は要らないですけれども、どうしてもやるというのであれば環境事業団がやればいいのです。事業主体なんです。ただし、その手法をPF Iという手法でやる。そうすれば、今大臣がおっしゃったように一刻も早く、今の調子でやれば二十年たつても半分も処理できない。

PC Bは、本会議でも申し上げましたように、環境で決して分解されない。人間の体に入ると蓄積していく。そして、胎児の脳発達に重要な障害がある。学級崩壊で言われております学習障害が今アメリカでも起こつて、日本でも恐らく起こつていると思つて、非常に大事な処理でございまして。これを二十年もかかって何とかやりますよというふうな事では、やはり国民に対する責任もないのではないかと。

ですから、もう一度大臣、今大臣は国民の代表ですから、一円でも税金を安くしてやろう、そして一刻も早くこれを処理しよう、それにはどうしたらいいか。そういう観点から、もう大分おわかりになつたと思うんですが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○川口国務大臣 ちよつと申し上げ方を変えて申し上げますと、PF I事業というものは、そもそも、本来国がやるべき事業、要するにパブリックな事業、鉄道ですとか学校ですとか、そういったものをするときの効率的に行うための手法として使われるわけでございます。このPC B廃棄物の処理というものは、本来的にこれは民の責任でやる事業でございます。そこからしてPF Iの手法にはなじまないというところでございます。

したがって、国が今やろうとしているのは、地元住民の方々の安全と安心の確保というふうな

観点から、国が施設をかわつてつくるけれども、処理自体は民の責任で行つていただく。ただし、中小企業に対しては、中小企業の置かれた事情から、その処理にかかる費用を国が、あるいは民間の方にも出捐をいただいで、そこから補助をするというところでございます。

ですから、最初に戻りますと、PF Iの事業が使われるというものは、本来国がやるべき事業に対してやることでございまして、本来、排出者が負担をするということが原則の事業である廃棄物の処理事業というものは、その対象としてはなじまないというふうな申し上げさせていただきます。

○山田(敏)委員 何か論理がわからなくなつてきました。本来国がやる事業で今やっているんじゃないんですか。国がやるということにせつかく、ここまで三十年間何もできなかったのを。それが、本来民間がやるからPF Iはだめだと言ふのは、何のことかわけがわからないのです。

ちよつと大臣もう一回、今まで私が申し上げたのは、大臣本心に、PF Iというのは具体的にどんなことでやられたのか、どういう効果があつたのか。

今、福岡市の例を申し上げます。予算が半分で済みまして、そういう実績があるのですよ。清掃工場です。国がやるべき公共事業を、やるべき仕事を公共団体が事業主となつて、主体としてやるのです。今回もそうなんです。住民の方の安全と安心を図つて、国が事業主となつて主体的にやるのです。事業主体なんです。ただし、PF Iという手法でやるのです。そうすれば予算が半分になる、コストが半分になる。そうすれば、中小企業の方が九割と自分でトランスを運んでいって、一台当たり五十万円も負担して、そういうことが少しでもよくなる。これを検討して、このテーマにのせましよう。皆さん、今の法案を審議しているわけですから、ここで議論しましょう、国会の場で議論しましょう。環境事業団の中で議論するんじゃないでございまして、環境事業団の中

ことを申し上げているんです。答弁をお願いいたします。

○川口国務大臣 PF Iの事業が、劇場の例もおっしゃいましたし、あとはイギリスでいろいろな例がございまして、しかも増加をしてくるという事は、その効率性等についてプラスの面があるからであるという事は私もよく認識をいたしております。

他方で問題は、PC B廃棄物の処理施設が、一般論ではなくて、PF Iになじむかどうかという議論でございまして、これは先ほど来申し上げておきますように、まさにPC B廃棄物の処理がなぜ進まなかったかという経緯を考えると、それは国民の皆様が、安全と安心を確保するには、やはりそこは同意できないというところをおっしゃつたからその設備がつけられなかったというところでございまして、その観点からすれば、国がそこで環境事業団を活用して施設をつくるということが必要になつてくる、そういうところでございます。

○山田(敏)委員 もう一度申し上げますと、今おっしゃつたことはよくわかつております、もう一回も聞きましたから。

環境事業団がこの事業をやることには私も賛成です。それでいいんです。住民はそれで納得しましたから。北九州もそれで納得しましたから。これから先もやる。環境事業団がやる、事業主は環境事業団なんです。しかし、その手法をPF Iでやる、それだけなんです。

それをちよつと、もう時間もたちましたので、理事会なり、委員長、真剣にこの議論を、私も修正案を出しております。この第一に、この処理をPF Iの特定事業として行うように努めることとするという文章を入れて、事業団がやるんだけれども、住民の安心と安全を図つて国が責任を持つてやるんだけれども、そのやり方をPF Iという手法でやれば国民は納得できる。三十年間の行政の失敗を自分たちの税金でカバーされるというのには非常に耐えがたいことだ、これを私は申し

上げています。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○五島委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十五分開議

○五島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田端正広君。

○田端委員 きょうは、大臣には大変御苦勞さまでございます。けさからも御議論があったわけですが、昨日の米新政権における京都議定書に対する対応の、非常にゆゆしきといえますか、懸念すべき発言があったわけでありまして。まずこの問題をお伺いしたいと思います。

きのうきょう、大臣あるいは官房長官と、日本政府としてもいろいろメッセージを寄せられて、政府としての意思表明をされているわけでありまして。また総理も、ブッシュ大統領あてに書簡を、きょうですか、出されるというふうなお話も伺っておりますが、これはまさに政治的な大変な問題だと思っております。

京都議定書については、日本が一生懸命努力をして、汗を流して、そしてアメリカにも非常に神経を使って、この議定書の作成にかかわってリーダーシップを発揮してきた。それだけに、この地球温暖化問題という大変大きな問題に対して、日本とアメリカが協力しながらこれは批准していくべきだ、こう思うわけがありますが、その最大の排出国であるアメリカが一步後退したような発言があったということについては、本当にこれは大きな正念場を迎えているという思いがいたします。

それで、大臣として、昨日の談話の中に、私としては、京都議定書の二〇〇二年発効を目標として全力で取り組んでいく方針に変わりはなく、世界の温室効果ガスの排出量のうち、約四分の一を占める米国が、京都議定書の重要性

を理解し、本年七月に開催される第六回締約国会議の再開会合の成功に向けて前向きに対応されるよう、あらゆる機会をとらえて、引き続き働きかけを行ってまいりたい

こういうコメントを発表されておりますが、ここをもう一步踏み込んで、二〇〇二年発効を目標としてではなく、日本は二〇〇二年までに早期に批准をする、こういう政府としての決意という形で表明できないだろうか。それがアメリカに対しての、日本はここまでこうやるんですよというメッセージになるわけですから、そういうふうな例えはこの委員会でもう一步踏み込んだ意思表明をしていただければ、これは日本としての非常に大きな政治的リーダーシップの発揮になる、こう思います。

そして、それに基づいて総理なり外務大臣なりに、これは外交交渉としてそういう形でまたいろいろなことをやっていたら、ということとは非常に効果的かと思っておりますが、まず、その御決意をお伺いしたいと思います。

○川口国務大臣 田端委員がたまたまおっしゃられましたように、ブッシュ大統領は、みずから記者会見で、それからドイツとの首脳会談の後の共同声明で、京都議定書を支持しないということをおっしゃっております。このことはまさに、ハーグで中絶をされ、七月にボンで再開をすることになっております京都議定書の運用ルールをめぐる問題の解決、国際的な枠組みにおける解決ということにつきましても非常に暗雲をもちますのであり、私は大変に懸念をいたしております。その懸念は私だけではないと思います。日本政府はもちろんでございますけれども、ほかの国々、EUあるいはアンブレラのほかの国々も共通に持っている懸念でございます。

今、日本としても、委員がおっしゃった総理の書簡も含めまして最大限の働きかけを行っているところでございますし、米独首脳会談でもそれについての議論が行われたということが共同声明からも読み取れますし、それから私が承知をしてい

る範囲では、EUやオーストラリア等の同僚の環境大臣も働きかけを、生懸命に行いつつあるところでございます。

言うまでもなく、アメリカは最大の排出国でございます。ですから、アメリカが参加をすること、これが京都議定書の実効性をもたらすという意味では非常に重要であると思っております。私は、ほかの国々の環境大臣の方々と協力をしまして、アメリカに最大限の働きかけをしていきたいと思っております。

四月早々にもEUの環境大臣がお二人ほど日本に、環境大臣あるいは環境大臣に近い方がお見えになることになっておまして、そういう場を通じて、どうやって一緒に働きかけていけるかという議論をしていきたいと思っております。

それから、四月の二十一日に、国連の持続可能な開発委員会がございまして環境大臣がブロンク大臣とともに会合を持つことになっておりました。そこに国会のお許しをいただいております。ぜひ参加をして、その場で、働きかけ、今後の対応についてはほかの国と議論をしていきたいというふうな思っております。

○田端委員 そういう大臣の気持ちを総合して判断しますと、アメリカには最大の働きかけはする、しかし、万が一アメリカが入ってこない場合でもEUと協力してこれは批准していきますよ、こういうふうにはお持ちになっておられますか。お考えを腹の中ではお持ちになっておられますか。

○川口国務大臣 私は、気候の温暖化、地球の温暖化の問題というのは大変に重要な問題であって、これに国際的に共通な枠組みで対応していくということが非常に重要だと思っております。その意味で、これはほかの国々の思いとも共通したものがあろうと思っております。

現在、どうやってその枠組みを実効性を持たせるかということが非常に重要な問題でございます。そのために、京都議定書の運用ルールをめぐる議論にアメリカの前向きな参加を働きかけると

いうことが重要でございます。アメリカ自身も、京都議定書に反対だとは言っておりませんが、京都議定書の議論に参加をしないとは言っておりませんし、それから気候変動問題について、それが重要でないとは言っておりません。その反対にアメリカは、むしろこの問題に対してどういう方策をとるか、友好国、同盟国と話し合っており、国際的なプロセスで話し合いたいということをおっしゃっているわけでございます。

京都議定書は、今まで十年間に近い我々の気候温暖化問題に対する、国際社会の対応の成果でございます。これをむだにするということがあれば、これは世界のこのための努力が本当に水泡に帰するということになると思っております。私としては、アメリカの京都議定書への議論の参加について前向きに働きかけていくつもりでございます。

○田端委員 これはもう理屈じゃなくて交渉事といたしまして、そういう政治的な問題になってきたと思っております。政府を挙げてぜひ積極的に、もう大臣も飛んでいってでもやる。ぐらいのつもりで、また与党としても、それは当然そういうこともお考えになっておられると思っております。

また、きょう、我が方の神崎代表も、議員外交としてもうこれはすぐアメリカに議員団を派遣してでもやるべきだということを、先ほど我々の代議士会の席でもおっしゃっていただきました。我々も挙げてそういう形で、いろいろな形、パイプ、ルートを通してアメリカに働きかけをし、ブッシュ大統領を動かしていく、こういうことが大事かと思っております。どうぞその先頭にひとつ立っていただくようよろしくお願いしたいと思います。

PCBの問題でお尋ねいたしましたが、私は、今回のこのPCBの処理というのは、非常におくればたはいえ、二十世紀の負の遺産をここでひとつ大きくけじめをつけるという意味でこれは大変なことだと思っております。そういう意味で、これはやらなきゃならない、当然のことです。これはやらなきゃならない、

ますが、そのやり方の中で、環境事業団というものをてこにしてやっていくということになりますと、行革の精神からいって、特殊法人に対する新たな業務を加えるわけでありますから、行革を今やろうとしていることと、また一つ新たな事業が入るといふことで、国民の目から見て、そのところがどういふふうになっているらう、こういうことも問われると思しますので、そこをまず明確にする必要がある、こういう思いでありまして、環境省の方はその辺のところはどういうお考えでしょうか。

○香掛副大臣 今回のお願いたしております環境事業団法の一部改正は、人の健康及び生活環境に係る被害を生じさせるおそれがあり、社会問題化したしておりますPCB廃棄物について、国として緊急に処理体制を確保するため、その適正処理推進のための特別立法と一体として、事業団の事業にPCB廃棄物処理事業及び処置費用の助成を行う事業を追加するものでございます。

これについて、行革等との関連を先生今お話もございましたが、今回事業を追加するに当たりまして、従来のスクラップ・アンド・ビルドの原則に基づきまして、国立・国定公園複合施設建設譲渡事業を環境事業団が事業としてやっておりますが、これを廃止するとともに、今度加えます新規事業につきましても、限定的に廃止も含め見直しすることとしております。

さらに、政府におきまして閣議決定された行政改革大綱がございますが、これにおきましても特殊法人の抜本的な見直しをすることを指示されておられるわけでございますので、その行革大綱に基づき、環境事業団についても、今回業務追加されるPCB処理事業も含めて、時代のニーズに対応すべく、常にスリム化を頭に置きながら必要な見直しも行っていきたいというふうにご考えております。

○田端委員 昭和四十三年ですか、カネミ油症事件があった、以来三十年という長い月日がたつて今日に至っているわけですが、先延ばしし

てきたという意味では大変責任は重いのと思えます。その間、トランスやコンデンサーの紛失・不明が一万一千台、あるいは未報告が一万五千台、こういうことでありますから、こういったものが環境にどういふ影響をもたらすかということも大変懸念されることでもあります。

それで、昭和四十八年に経済産業省の所管になって設立された財団法人電気絶縁物処理協会でございますが、これが正直言って本当にどこまで何をやってきたのかということが感じられるわけでありまして、

実際、実務として成果を残していないということになれば、ここは天下り先だったのかというふうにも、また国民から批判があったとしてもやむを得ないような面もあるわけでありまして、そういった意味で、ここが一体どういふことをしてきたのか。管理義務というものを、管理体制がきちっとできていたのかどうか、また通産省もそういうところが非常に問題になると思えます。

そういう意味で、今言いましたさきの環境事業団のことも含めて国民はそういつたことに注目しているわけでありまして、まず、この電気絶縁物処理協会、これはどういふことをしてきたのかをはつきりとしていただきたい、こう思います。特にこの間、四十八年に設立されて今日に至るまで、三十九戦三十九敗と言われていますが、三十九カ所で処理施設の折衝に当たったけれども一カ所も実現しなかったという、これは本当に残念な経緯であったというふうにご思われるを得ません。

したがって、私は、この財団そのものの存在にもかかわる今までの経過ではないかなということも思っておりますが、これについてお答えいただきたいと同時に、今後、この無害化処理について、本当に地元住民に理解されるような、そういう具体的な方法というものを御持ちになつていただくのか、そこをどうお答えいただきたいと思っております。

○竹本大臣政務官 公害追放運動に大きい足跡を残しておられる田端先生、本当に私はふだんから大変その道において尊敬をさせていただいておるわけでございます。そのような先生の御質問に対してお答えをいたすわけでございます。

御承知のとおり、PCB廃棄物は、廃棄物処理法によって、特別危険なものという意味で特別管理産業廃棄物に指定されておりまして、それは、排出者責任の原則のもとに、所有者に適正管理が課せられておるわけでございます。したがって、PCB使用機器を紛失した場合には所有者の責任になる、こういうことでございます。

ところで、我が省といたしましては、このような義務を所管産業に周知徹底するといった観点から、従来より地方経済産業局あるいは事業者団体を通じて適切な管理の指導を行ってまいりました。また他方、今お話ありましたPCB協会からも、適切な保管に係る注意喚起もしてまいりました。

適切な保管に係る注意喚起もしてまいりました。でございますけれども、御指摘のとおり、これまで多くのトランス、コンデンサーが紛失・不明となつてきておりました、まことに遺憾と思つているところでございます。

今回のPCB処理特別措置法案によりまして、こういったPCB廃棄物の政令で定める一定の期間内における処理が事業者が義務づけられることになりましたけれども、経済産業省といたしましては、国民の理解と協力を得ながら、PCB廃棄物の処理が円滑に進むよう、処理施設の整備に関し、環境省と密接に協力してまいりたいと思つておるわけでございます。

いずれにいたしましても、PCB協会の事業を全面的に支援する中で、我々ができるだけいい結果が出るように努力をしてきたことだけは御認識いただきたいと思います。御質問でございます。(田端委員「財団法人の答弁は」と呼ぶ)

財団法人の存在が通産省出身の天下り先になつていられるのじゃないかという御疑念があるかとは思いますが、実情をちょっと調べてみますと、

この協会の幹部といたしましては、現在、非常勤の理事長が一名、常勤の専務理事が一名就任しているところでもあります。

そういう意味では、関係のある財団でございますけれども、単なる天下り先としてその存在を許容してきたわけではなく、それなりの仕事をさせてきたという認識をいたしております。

○田端委員 いや、私は、要するにこの三十年間、この財団法人は何をやつてきましたかということ率直に聞いておるわけですか。

そのところがはつきりしないで、三十年間、三十九カ所ですか、いろいろお願ひしたけれどもだめだった、こういうことになっているわけですから、そういう財団法人がそのまま後続していくのかどうか、そういうことも問題でありますから今までのことをきちんと報告してくださいと申つたのですが、お答えがなかったもので、非常に残念であります。

これは、そういう意味では、財団法人そのものも問題ですが、そこを所管している経済産業省、当時通産省になると思つていますが、やはりこれは大きな問題だと思つては、これは追つてでも私の方に御報告いただければと思つては、そういう意味では、国民は非常にこの電気絶縁物処理協会というものの存在そのものにすら懸念せざるを得ない、こういうことでありますから、ぜひ経済産業省においてお考えいただきたいと思つては、

では、PCBの処理施設をこれからどうするかということについて、大まかに全国で五、六カ所ぐらいは何とかしたい、こういうことのようにお考えが、そのところは環境省はどういうふうにお考えになつておられるのか。

その一つの有力な候補地が北九州市ということですが、先般、私も現地へ行かせていただきましたが、市長も前向きにお考えになつてくださつていますが、これに続くところをぜひ環境省は、さつき申し上げたように、財団法人が三十九戦三十九敗という

ふうなことになつてゐるということは、いかに住民の理解が得られていないかということですから、環境省が汗をかいて、そして全国に五カ所なら五カ所、六カ所なら六カ所をやつていかなければ、これは三十九万台もある長期保管分を処理するわけですから大変なことだと思いますから、ぜひそういう意味で頑張つていただきたい、こう思うわけです。

それについてちょっと申し上げたいことは、やはり最初のスタートが大事ですから、北九州市とよく話し合つていただきたい、こう思います。そういう意味で、先駆的に手を挙げてくださつていただくことを国としてやはり支援をしてあげなければならぬと思います。北九州市で成功するか否かが今後のことにも大きく影響します。

そういう意味で、今後の問題として、廃棄物処理の問題とPCBの処理施設とセットで研究、研修する、そういう施設を北九州市に、政府として応援することがあれば応援してあげてもらいたい、これが一点です。

二点目は、難分解性の有機汚染物質ですから、これに関する廃棄物処理ということで特に研究を行う施設のフォローアップを国としてやはり北九州市にする必要があるだろう。

それから、その事業を円滑にするためには、輸送のインフラ整備とか周辺の環境整備とかいったことも一体的にやらないと周辺住民との問題が出てくるんだらうと思いますから、ぜひこのころもお考えいただきたい。

もう一つ、四点目に、地域経済の活性化につながるようなことを考えて側面的な応援をしなければならぬだろう、こういうふうなふうに思つてます。

以上四点はかり申し上げましたが、地元と話し合つてみると、そういうことがやはり要望として出てまいりますから、そういうことについて環境省としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○川口国務大臣 委員ただいまおっしゃられましたように、これは日本で初めての施設となりますことから、地元の方の御支援、御支持、御理解が

非常に重要であるということでございます。

私も、末吉市長と一度お会いさせていただきました。このお話をさせていただく機会がございました。末吉市長からもいろいろ御要望がございましたけれども、私どもは、今委員がおっしゃつた研究、研修施設の設置につきまして、環境省といたしまして予算を今年度、地域環境拠点施設整備事業ということととつてございまして、その一環として、できる支援をこの中でさせていただきたいというふうに思つております。

それから、輸送インフラあるいはその周辺の環境整備についても、地元の方とよくお話をしまして、関係省庁と御相談をしながら、環境省としてできる支援策を講じていきたいと思つております。

それから、地元の経済の活性化ということにつきまして、北九州市はかねてよりエコをその活性化の一つの軸として置いていらつしやつていろいろお考えでいらつしやいますので、その一環として、お考えの目的に沿うような事業になるのではないかとこのように思つております。

○田端委員 あさつてから四月一日になるわけですが、今年度、ことし一月六日に環境省がスタートし、そして循環型社会形成推進法が施行され、四月一日からその個別のたぐさんの法律、例えばグリーン購入法とか家電リサイクル法とか食品リサイクル法等が施行になるわけでありまして、こういう個別法がいよいよ動き出して、一体的に循環型に日本は大きくいくぞ、こういうことになるわけですが、しかし、そこでいろいろなトラブルと

いいますか摩擦といいますが、事態が懸念されるわけでありまして、そういう意味で、一つは、私は、まず関係の閣僚会議といいますが、循環型社会形成に関する閣僚会議、このところ少し横の連携をとつていただいて、環境省がリーダーシップを発揮していただいてやつていかなければ、個別法がいろいろ動き出した場合に、ばらばらになつていく

といひますか、いろいろな矛盾が出てくるんじゃないか、そういう心配をしておりますので、ぜひこの閣僚会議を早期に開いていただいて、そして意思統一をまずやつていただきたい、これが第一点です。

「環の国」会議というのは、大臣やつておられるのはよくわかりますが、それは別に、実際に実務が進むわけですから、そういう意味で大臣のリーダーシップを発揮していただきたい。

もう一点は、この家電リサイクル法ができて、今駆け込み需要ということで大変な売れ行きだと思ひますが、例えば、今売れた分で廃棄された家電製品は四月一日の分からは該当しませんね、かかつてきませんね。だから、今ストックされて倉庫にある分が一体どうなるのか。これはもう大変なことじゃないか、こう思います。

そういう意味で、これは経済産業省の方にもなるんだと思ひますが、これは大変な分量のものが今あるわけでありまして、例えばこれが、もし不法投棄なりという事態が四月一日以降いろいろ出てきますと、これは今のやり方、方式がいいのかどうかという根本的な問題にも私はかかわつてくると思ひます。例えば、家電四製品が四千円から五千円、六千円、七千円ぐらい運搬費も入れてかかるということでありまして、排出時に金を払うんだつたらもう黙つて捨てちやおうという人間の心理が働くわけでありまして、そういう意味で、私は、これは非常に危惧をしております。

以上、二つ申し上げましたが、環境大臣あるいは経済産業省、そのところをお答えいただきたいと思ひます。

○竹本大臣政務官 平成十年の家電リサイクル法の導入時に、既に家庭内で使われている三億台の家電製品があつたわけでございますけれども、リサイクル料金を徴収するという観点からいいますと、いろいろな、産業構造審議会あるいは生活環境審議会の報告も踏まえて、廃家電を引き取る際に排出者に対して料金を請求する、この基本を確立したところでございます。

そういう意味で、家電リサイクル法におきま

ては、小売業者に対しまして、廃家電を引き取り製造業者等に適切に引き渡す義務を課し、他方、製造業者に対しましては、廃家電を引き取り適正にリサイクルする義務を課してあり、不法投棄のないよう適正なリサイクルの仕組みをつくつたわけでございます。

こういう義務を履行しない事業者は、命令、罰則の対象となつており、これにより、廃家電が廃棄されずに、うまく、適正にリサイクルされることを我々は期待しておるわけでございます。

また、小売業者が確実に廃家電を製造業者等に引き渡すようマニフェスト制度も整備しております。

さらに、不法投棄防止のためには、本制度について消費者、事業者の理解を得ることが必要不可欠でございます。そこで、環境省や自治体等とも連絡をとりながら、いろいろな広報活動の周知徹底を図つておるわけでございます。

我々としては、これどうまくいくだろうと思つておりますけれども、先生御指摘のとおり、四月一日から新しい法制度が施行されます。そういう中で、今までの違いによる、言つてみれば過渡期の措置に対して十分かという御懸念だと思ひますけれども、この問題にしましては、小売業者が家電リサイクル法の施行前に排出者から引き取つた廃家電につきましては、家電リサイクル法に基づく製造業者等への引き渡し義務の対象とはならず、従来どおり、小売業者により廃棄物処理法に基づく適正な保管及び処理がなされることとなるわけでございます。

我が省といたしましては、環境省、地方自治体と連携をとりながら、これらの廃家電が廃棄物処理法に基づき適正に処理されるよう適切に指導してまいりますけれども、要は、基本は、市民の中に、このリサイクル循環型社会を十分に理解し、それを道徳として、倫理として守つていく心構えができるかどうかはこのシステムの成功の成否がかかつておると我々は認識しておるわけでございます。そういう意味で、思想の普及ということに

なお一層適切に、強力に努力をしてまいりたい、そのように思っております。ご意見を伺います。

○川口国務大臣 二つ御質問がございまして、一つが、循環型の社会をつくっていくための関係会議ということがございまして。

田端委員には、循環型社会形成につきましてはかねてよりさまざまなお教えをいただいておりますが、非常に学ばせていただくことが多いわけがございまして、環境の「環」の字についてはもう触れませんが、このほか、循環型社会形成推進基本法に基づいて基本計画を策定するという事になっておまして、この基本計画の策定の過程において、各省それから関係の大臣とは十分に御相談をさせていただくということがございまして、そういう枠組みでやっていきたいというふうな考えをしております。

もう一つの、家電の不法投棄につきましては、ただいま経済産業省の大臣政務官からお答えがあったことでもかなりカバーされてしまっているわけがございまして、私からも、この不法投棄を防止するという点から、消費者の方がこの制度をよく御理解いただいて、消費者が負担をすることが大事なんだということを認識していただくことがやはり大事でございまして、その普及啓発に努めていきたいということ。

それから、不法投棄につきましてはさまざまな、今大臣政務官がおっしゃったマニフェスト制度もございまして、地方公共団体によるパトロール等もございまして、その他、廃棄物処理法につきましても、罰則の強化ですとか監視体制の強化、警察との連携強化、いろいろ手段をとっておりますので、環境省といたしましても、こういった点で、廃棄物の回収を行う小売業者による不法投棄がないように努めていきたいと思っております。

○田端委員 終わります。ありがとうございます。

○五島委員長 樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。きょうも発言の機会を賜りまして、本当にありがとうございます。

ございました。大臣、副大臣、政務官、大変にお疲れさまでございます。平素の御活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。次第であります。

さて、京都議定書の話であります。

きょう午前中から大臣のお話も伺ってまいりました。アメリカに対して一生涯懸命に働かせる、それはもう当然だと思えます。私が考えますに、各国と協調しつつ一生懸命努力をする、それはもちろん当たり前な話なのでありますけれども、一方で、日本としてどうするのか、日本がどうするのか。京都議定書がある意味で日本がむしろ一方的に締結をするぐらいいの、約束を守るぐらいいの気持ちは世界各国に表明してこそ国際世論というものは逆についてくるのではないかと、いうふうにも考えるわけがあります。

そんな中で、大臣は環境先進国ということを目指しているわけでありまして、しかも、今いろいろな先生方からも発言がありました。お、環境省に対する期待、これは日本国内のみならず外国からも大きく期待されているものだと私は思っております。こういうときこそ早い段階で、手紙だけではなくて、例えばアメリカに、いろいろな諸問題はあってもしょうけれども、大臣がみずから訪米してでもすぐ働きかけを行う必要があるのではないかと私は思います。実際に行けるかどうかは別問題として、大臣として、できますればそうなお気持ちはおありかどうか、まず先にお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、小林(守)委員長代理着席〕

○川口国務大臣 アメリカの動きにつきましては、私としては大変に懸念をいたしております。総理の書簡あるいは私から環境保護庁長官への書簡というのもございまして、その他、できる限りの働きかけをしていく必要があると思っております。また、先ほどは田端委員から、議員の派遣のお話も党内であったというお話が御質問の際にございまして、さまざまな動きを日本としてしていかなければいけないというふうな思っております。

日本といたしましては、二〇〇二年までの発効を目指して最大限の努力をするというポジションには変わりございませんし、それから、国内的にその担保をする措置の構築に全力で取り組むということにも変わりがございません。

委員がおっしゃっていただきましたように、私自身も、もしも可能であればすぐにアメリカに行つて働きかけをしたいと思う気持ちでいっぱいでございます。現在、PCBの法案の御審議をお願いいたしておりますので、それが先行するかと思っておりますけれども、何とぞその御審議を早くしていただきまして、国会のお許しが得られれば、早速に行きたいと思っております。

それから、四月の二十一日に、ニューヨークで国連の持続可能な開発の委員会がございまして、その際に環境大臣のこの温暖化問題についての会議があることになっておりますので、私といたしましては、ぜひ国会のお許しをいただいでこの会議に出席をさせていただきたい、そこで全力を尽くして働きかけをしたい、そういう気持ちでいっぱいでございます。

○樋高委員 私も、この問題、早く成案を得て、環境問題は国際問題でありますから、大臣の今の本筋に前向きな気持ち、素直におっしゃっていただいたお気持ちに對しまして、本当に改めて敬意を表しますし、ぜひそうなるように私自身も努力をしたいと思いますので、どうか頑張ってくださいたいと思っております。

それから、きょう午前中の大臣の答弁の中で、そもそもプッシュ大統領は、選挙のキャンペーンの最中から実は京都議定書の中身につきましては反対を表明していたということをおっしゃっておいででありました。ということは、今回、公式にそれを発表なさったにしても十分予想できたわけでありまして、予想できていた、そしてそれが発表になったからといってそれで慌てて対策を打つていないんじゃないかと思っております。

予想されていたわけですから、むしろその前に、

総理が先般訪米なさったわけですが、そのときにも総理から一言、例えば、こういうことを選挙中おっしゃっておいででしたけれども、やはり日本で開いた京都の環境の議定書の問題はきちつとやりたいのでということで、きつと大臣から総理にそのようにおっしゃってアドバイスをなさって、それで総理大臣がプッシュ大統領におっしゃったとは私は思いますけれども、大臣、その辺はいかがでしょうか。

○川口国務大臣 共和党の選挙の綱領におきまして、京都議定書を持ししないということは、先ほど申しましたように出ておりました。それであればこそ、ハーグにおきまして、民主党の政権のときに、できるだけ合意に達すべきであるというふうな、実はアメリカも含め考えまして、合意のための努力をいたしましたけれども、最後の段階でジグソーパズルのピースがうまくはまり込みませんで、うまくいかなかったということは、私にとっても実は大変に残念なことではございました。

アメリカの選挙の綱領がそうであれ、その後政権について実際に政策を担当するということになったときに、その綱領でうたったことが変更されるということは過去にも数々例があることとございまして、今プッシュ政権においても現に、環境の観点からいいますと、逆の方向で一つあったわけがございまして、選挙中に、他国の選挙の争点となるべきさまざまなことについて外国から発言をする、働きかけるといふことは、これはすべきではないことだといふふうに私としては思っております。

ということで、プッシュ政権が誕生いたしました、温暖化の政策については真剣に取り組むということをおっしゃっておいまして、閣僚レベルでの検討が今続いておりますので、その結果、いい結果が出るように私としては精いっぱい働きかけを行いたいと思っておりますし、そのときのベイスというものは京都議定書以外にはあり得ないと私としては考えておりますので、そういう方向で働きかけをしたいと思っております。

予想されていたわけですから、むしろその前に、

○樋高委員 ぜひ頑張っていた方がいいと思ひますし、これは、委員の先生方と皆さんと本当に力を合せて、総力を結集して頑張っていたかなくてはいけない大変な問題だと思っております。

さて、今から三十年以上も前に起こったカネミ油症事件におきましては、そもそもPCBの入ったライソオイルによりまして、全国で一千八百人を超える方々の皮膚に異変が起きたり発疹が起きたりや症状が生じまして社会問題になったわけでありまして、当時からPCBの危険性は指摘されておりました。そのために、今までも大臣にも質問をさせていただきまして、国によりまして、製造中止になった、行政指導が行われた。しかし、PCB廃棄物の処分については、その後、処分促進のために有効な措置が講じられないまま、三十年もの長きにわたってそれぞれ事業所において保管が続けられ、今は行方不明になっているものもあるということのようでありま

す。今回、PCB廃棄物の保管、処分について、届け出を義務づけることにより状況を把握するとともに、一定の期限を定めまして、その早期の処理、早い段階で処理を図ろう、そういう方向性自体はまことに結構なことだと思っております。しかし、三十年もの長きにわたって早期処理を確保するための措置を国が講じなかつたこと自体が問題であると思っております。もちろん、努力してきたんだよ、そのことも重々わかつての上でそういうわけでありまして、なぜ早期処理、三十年でできなかったかということにつきましては、以前大臣から御答弁をいただいております。

そこで、私考えるわけなんですけれども、そもそも今から約十年前、平成四年であります。当時の厚生省によりまして、PCB廃棄物の保管状況調査が実施されまして、厚生省はPCB廃棄物の状況を把握なさっております。約十年前であります。一方で、今から三年前、平成十年でありますけれども、化学分析法がいわゆる廃棄物処理法に基づく処理基準として位置づけられま

した。化学分析法によるPCB廃棄物の処理が完成をした、確立をされたということであります。したがって、少なくとも平成十年には、実はPCB廃棄物の処理の義務づけが可能であったというふうにも考えるわけでありまして、その間、今もう平成十三年でありますから、三年たつたわけでありまして、このときに義務づけをしてあげば、実は昨年見られたような、小学校で蛍光灯が破裂してPCBが小学生に降り注ぐといった事件も起こらなかったのではないかと私は考えるわけでありま

す。したがって、なぜ平成十年に、今から三年前でありますけれども、PCB廃棄物特別措置法案のような、今回のような法案をもっと早期に提出しなかつたのかにつきましてお伺いしたいと思います。

○川口国務大臣 委員おっしゃられますように、平成十年度に、PCBの処理方法として化学分析法による処理方法がきちんと位置づけられたわけでございます。その時点でなぜその制度を、今日審議をお願いしているような制度を考えたのかということでございます。平成十年のこの時点での考え方としては、化学分析法による処理方法を追加することによりまして、事業者が処理をするときの選択肢をより多く持ち、それによつてその取り組みが促進されるという形で処理体制の整備を考えていたということでございます。

それから、ミレニアムプロジェクトというのがございまして、そのミレニアムプロジェクトの中で、民間企業がPCBの処理施設を整備するときに補助をするということにいたしました。事業者による取り組みの支援に努めたということでございます。一部の大企業が取り組みを進めたという程度にとどまっております。

このままでいきますと、PCB廃棄物が引き続き放置をされるということになりますので、ここで本格的な処理体制を整備するということが必要

で、それによつて確実、適正、それから早期にこの処理が行われるということを考えまして、現在二つの法案の審議をお願い申し上げている、そういうことでございます。

○樋高委員 要は、その三年間の間にもしかした不法投棄された数を考えてみますと、ここ三年間というのは私はとても大切であつたと思ひますので、今からではもう三年前にさかのぼることは不可能でありますから、早くこれをきちつと成案を得てやらなくてはいけないと思ひますのでありますけれども、今回これを一つの教訓にさせていただきたい。後手後手、後回しにするのではなくて、むしろ先手先手を打って、早く、先を見て、先見性を持って、もっと早く今回の法律案が出るべきであつたのではないかとこのことを表明させていただきま

す。さて、PCB廃棄物を確実に処理するためには、まずその前提をいたしまして、PCB廃棄物がどこにどれだけあるかを把握することが不可欠であると思ひます。PCB廃棄物を保管する事業者、台数につきましては午前中もお話がありましたけれども、全国で一体どれだけあるのか。事業者の数、そして幾つの事業所で不明、行方不明、紛失となつておいてあるのかという点。

そしてもう一点、PCB廃棄物特別措置法案によりまして、PCB廃棄物を保管する事業所は都道府県知事への届け出が義務づけられるというふうになつておられるわけでありまして、対象となる事業者すべてにきちんと、一事業所残らずきちんと届け出を出させることが本当に可能だと思つていらつしやるのか。法律ができては実効性がなくては大だめだと考えるわけでありまして、

そもそも、これを届け出をするということは、いざ自分たちの会社で、事業所で費用を負担するということとむしろ宣言するようなものでありますので、現実問題として、処理費用の負担を嫌つて届け出する行わない事業者もあるのではないかと。もちろん罰則もあるのわかつておられますけれども、現実問題としてあるんじゃないかと私は懸念をするわけでありま

す。その二点につきまして、大臣、いかがでしょうか。○川口国務大臣 まず最初のお尋ねの、どれぐらあるのかということでございますけれども、昨年の七月に旧厚生省が取りまとめた平成十年度の調査結果によりますと、PCBを含む高圧トランス・コンデンサーは、全国約四万事業所において約二十二万台保管をされておられて、PCB入りの廃感圧紙は、四百五十六事業所におきまして約六百五十トンが保管をされているということでございます。

それから、紛失の状況につきましては、平成四年度の調査によりますところの保管台数の四・一%、これは高圧トランス・コンデンサーですけれども、四・一%に当たる約五千台、PCB入りの廃感圧紙につきましては、重量でいまして約一・五%の約九トンが紛失をいたしております。それから、未報告であつたものがございまして、高圧トランス・コンデンサーにおきましては約一万五千台、廃感圧紙においては約九トン、未報告でございました。

それから、届け出になつておられるけれども届け出を果たして事業者がきちんとやるだろうかという御懸念でございますが、これは届け出が義務づけられておることとございまして、この届け出義務を履行していただくために、不履行あるいは虚偽の届け出などにつきましては、懲役刑を含む重い罰則が設けられておられます。これは六カ月以下の懲役または五十万円以下の罰金ということになつておられて、これによりまして確実な把握が行われるというふうにご考えておられます。

ただ、法律の成立後、確実に届け出がなされますように、環境省をいたしましては、事業者へのこの点の周知に万全を尽くしたいと思つております。

○樋高委員 保管などの状況の届け出の義務づけをする、PCB廃棄物の存在状況が明らかになる、また、こうした事業者には、政令で定めて一定の期間内にPCB廃棄物の処理が義務づけられると

いうことによりありますけれども、PCB廃棄物は、長期に保管すればするほど実は紛失、環境中への漏出のおそれが高まっていくわけでありまして、可能な限り早い段階で処理することが必要であると考えるわけであります。

事業者にはどれくらいの期間のうちにPCB廃棄物を処分することを義務づけることと考えていらっしゃるのか、また、その期間設定の考え方はいかなるものであるか、お答えをいただきたいと思っております。

○川口国務大臣 処理の期間でございますけれども、これは、まず、その処理体制の整備状況などを勘案して、政令で定める期間ということになってございまして、これが実行できないような過重な負担を事業者が背負うことになってはいけない、合理的な期間ということでございます。考え方としてはそういうことでございます。

この政令で定めることとなる期間は、現在のところ、平成二十八年ごろまで、ということには十五年間、十五年後ということでございますけれども、その期間とすることが妥当ではないかというふうなことを考えておられます。これは、処理施設を整備するのにおおむね五年ぐらいを努力目標にして整備を進める、その後おおむね十年程度を目標に処理が完了するということを考えております。

今後、十五年後にはPCB廃棄物の処理が完了するような方向で最大限の努力をしてみたいと思っております。

○樋高委員 政令で十五年以内、これは、法律案が成立をしまして一カ月後に施行になって、それから十五年以内に処理をする。私は、いろいろな事業所にもよりますけれども、きつと中には、廃業になったりいろいろ事業転換をなさったり、もしくは場合によっては倒産になるケースが十五年の間には相当数出てくるのではないかと考えております。政令で定める一定の期間内、この法律案にも書いてありますけれども、それが今から十五年、五年かけて設備をつくってそれから十年以内にならなければならないというのでは、ちよつと余りに期間が長過ぎるのではないかなと思つておられます。

しかも今回、期間内の処分の義務を果たさなかつた場合は一たん改善命令を出すという話にもなっております。この改善命令も、期間を定めてということでありませうけれども、実態として本間にこの法律案、せつかく成案になつても中身の伴つた形になるのかどうか、ちよつと疑問になつてきた次第であります。

そもそも、このPCB廃棄物特別措置法によりまして義務づけられた一定の期間内には、遅くとも国内のすべてのPCB廃棄物の処分が終わつていなければならないと当然ありますけれども、処分をしていない事業者には、そういうことを考えるのであれば、一つの危機管理でありますから、もう即座に罰則を適用すべきであると私自身考えるわけでありませう。今までも廃棄物処理法によりまして、第十九条、措置命令、これが発令になつてからその後いわゆる罰則に至つたというのは、なし崩しのなかなかなかつたと同つておられます。

したがうしまして、今回の法律案を本当に中身のあつたものであるものにするためには、この法律案におきましては、改善命令などという悠長なことを言つては、改善命令などという悠長なことを適用されるべきだと私は考えるわけでありませうけれども、いかがでしょうか。

○川口国務大臣 委員がおっしゃられますように、期間内の処分義務に違反をした場合には、環境大臣または都道府県知事が期限を定めて処分を命ずることとするということでございます。この命令に違反をした場合は罰則が適用されるということでございます。

直ちに罰則を適用するというのではなく、改めて期限を定めて改善命令を出すということ、これは、個々の事業者の持つてゐる資力なり保管の状況に応じた柔軟な対応を行うことで確実かつ適正に処分が行われることが可能になるというふうな

考えております。この改善命令に対して違反をいたしました、三年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金またはこれらの併科ということでございますので、先ほど申し上げました罰則よりもさらに重い、非常に重い罰則がかかるということにして、これで命令の履行というのは担保されるというふうなことを考えております。

○樋高委員 一万一千台でしょうか、既に紛失・不明分、もう現に存在をされているということでありませうけれども、それについてはどのように対応していかれるおつもりでしょうか。

○川口国務大臣 今までの調査によりまして、委員がたておっしゃられましたように、高圧トランス・コンデンサーにつきましては、一万一千台が紛失・不明となっております。これらにつきましては、現在、紛失・不明の実態の把握と原因を究明する調査を行つております。

この調査は、紛失・不明というのが再発する、今後起こることがないように、それに役立てるためのものでございまして、調査を通じて仮に不法投棄がなされたということが明らかになりますと、廃棄物処理法の規定に基づきまして、刑事告発を行つて厳正に対処していくということになります。

それから、紛失・不明とされているものにつきまして、実際に不適正に処分をされているものにつきまして、廃棄物処理法に基づきまして、原状回復なり適正な処分を実施するように都道府県知事が措置命令をかけることができるようになっておりますので、そういうことに対応することもお考えられます。

○樋高委員 政令で定める施行日は、公布の日から一カ月間のようにありますけれども、この一カ月間の間には不法投棄されるのではないかと私は考えるわけでありませう。法律をつくつてそれを実際に施行するまでは最短が一カ月だそうでありまして、そういう部分ではよく努力なさつておられると思つておりますけれども、むしろこの一カ月間

の間に不法投棄が殺到するのではないかと。そうならないようにこの一カ月間、ある意味では、地方公共団体、またさまざまな団体と連携をとりまして監視をきつと強化すべきではないかと私は本心に純粹に思つておられますが、大臣、いかがでしょうか。

○川口国務大臣 委員のおっしゃられるとおりでございます。この一カ月間の間にそういうことがあつてはならないというふうな私どもも考えます。ということ、そういうことがないように、この法律におきましては、できるだけ早く、一カ月という期間で施行することでございます。

それから、PCB廃棄物の不法投棄につきましては、先ほどもちよつと申しましたが、廃棄物処理法で五年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金またはこれらの併科ということになっておりますし、法人では一億円以下の罰金ということ、非常に重い罰則が設けられておまして、抑止が図られるということでございます。

それから、繰り返しになりますが、都道府県知事が措置命令を行うことが不法投棄をされた場合にはできますので、これで生活環境の保全が図られるということかと思つておられます。

不法投棄の監視につきましては、パトロールの強化ですとか監視体制の強化ですとか、さまざまな形で現在取り組んでおります。環境省においても、都道府県の監視事務に対する補助を行つてこの支援に努めてきておられるところでございます。

こういつた形で、廃棄物処理法を厳格に運用すること、それから都道府県による不法投棄の監視強化が行われるということ、この法律の施行前の不法投棄に対して、それを防止するということに努力をしてみたいと思つておられます。

います。きょうはありがとうございました。

○五島委員長 藤木洋子さん。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございます。

きょうは、法案の事業者の責務についてお伺いしたいというふうに思っております。

PCB廃棄物処理特別措置法案の第三条、事業者の責務では、事業者は、そのPCB廃棄物をみずからの責任において確実かつ適正に処理しなければならぬとしております。また第四条の、PCBを製造した者等の責務として、PCBを製造した者及びPCBが使用されている製品を製造した者は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならぬと規定しています。

そこで、カネミ油症事件を引き起こしました鐘淵化学やPCB入りの製品を大量に使用した関西電力が、製造者等の責任としてPCB廃棄物を確実かつ適正に処理しようとしているのかどうかという問題で伺いたいと思います。

まず、鐘化なんですけれども、こちらはPCB製造者として十分な責任を果たしているのかという問題であります。

これは、八六年から八九年まで五千五百トンの高温熱分解処理をしてまいりましたけれども、この処理による残渣などを大量に保管しております。例えば、ろ過ケーキ二十七万四千八百三十三キログラム、廃活性炭が一万五千六百キログラム、固形状廃軽油が六千四百九十九キログラムなど三万四千二百六十二キログラムとなっております。そのほか、PCB固形物二十一万七千七百六十一キログラム、PCBTが四千七百六十一キログラム、廃白土九千七十八キログラムなど二十六万三千八百五十二キログラムが今なお保管されているわけです。その合計は実に五十六万八千四百四十四キログラムで、ドラム缶に直しますと三千二百五十七本、テース缶にすると六十九本分になっております。

ところが鐘化は、みずからの責任で処理しようなどとは全く考えておりません。どうするんだと

聞きましたら、国の処理方針を待つて、風頼みといたしますか、委託をするだけ、そういう姿勢になつていくわけですか。

私は、そういう製造者の責任として極めて問題があるのではないかと思っておりますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○川口国務大臣 私は、今委員がおっしゃった数字の細かい内訳については存じおりませんけれども、考え方といたしまして、この法律は、PCBの廃棄物を保管する事業者に対して、政令で定める期間内に処理をすることを義務づけていくということでございます。事業者はその期間内に、みずから施設を整備して処分をするか、あるいは環境事業団などのPCB廃棄物を処理する事業を行っているところに処分を委託する、どちらかをしななければいけないということになるわけでございます。

お話しした鐘淵化学工業において、どちらの方法によつて処分をさせていただいても結構でございますけれども、いずれにしても、その処理をするのに要する費用は全額企業に負担をしていただくということになりまして、その負担をなさることで鐘淵化学工業は企業としての責任を果たすことになるというふうに考えております。

さらに、この法律におきましては、PCBの製造者に対しては基金へ出捐をお願いするというところで、国や地方公共団体の施策に協力する責務を規定いたしております。さらに環境大臣は、この基金への出捐を求めるとござれておりまして、鐘淵化学工業も含めまして一定の出捐がなされますように、環境省においてもその要請に努めてまいりたいと思っております。

○藤木委員 お金を出していただく方法で処理すればいいということでは済まないというふうに私は思うんですよ。それで製造者の責任が免れるというのとはとても納得がいかないんです。

といいますのは、もう既に処理を基本的にはしたと鐘化は思っています、その残っているものというものは、PCB汚染物の大半は固形物なんで

す。また、高温熱分解処理をしたプラントが密閉されたまま、今もそのまま残っているわけですか。しかし、その固形物とかプラントの処理方法というのは確立していません。現在、処理基準、それから運搬基準が決まるまでそのまゝの状態です。置いおくということになっていくわけですか。

絶縁油の分解処理については、確かにまだいろいろの問題があるにしろ、これは先行しておりますけれども、しかし、高温熱分解処理をしたプラントの解体方法であるとかPCB汚染固形物の処理方法についてはこれからの問題で、私は、とも二〇一五年までの処理は不可能ではないかというふうに思っておりますが、できるのかどうか環境省の方でお答えください。

○岡澤政府参考人 PCBの汚染物を含むPCB廃棄物すべてについては、この法律によりまして期間内の処理が義務づけられることとなります。ですから、鐘化の保有しておりますPCB汚染廃棄物につきましては、これと同じことだということです。

御指摘の、鐘化でかつて廃PCBを処理したプラントの残渣の問題ですけれども、これは処理が終わった段階でこのプラントについてはクリーニングを行つて、一応PCBは除去されたというふうに聞いております。

プラントそのものはまだ解体されずにそこに建っているわけですが、プラントの解体方法につきましては、事前に汚染の程度を確認した上で、先般、豊能郡の美化センター、これはダイオキシン汚染の焼却施設でございますけれども、この解体工事のケースで、解体工事のやり方を詰めてそれを実施したという実績がございますので、そうした経緯も参考にしながら、鐘化自身が解体計画を策定し、これを解体し、その処理を期限内に行うということが必要だと思います。

それから、技術的に処理する方法はないののではないかとございますけれども、固形物からの洗浄分離、そういう方法については既に廃棄物処理法におきまして示されておりますので、

そういう技術を使つて付着しているPCBを除去し、その除去した液の方を化学処理なり適切な方法によつて処理をするということで、技術的には処理をすることは可能だというふうに考えております。

いずれにしても、解体後の廃棄物とかPCB含有固形物の処理については、排出事業者責任のもとで行うこととなるわけですから、この排出事業者責任というのは、みずから行うか、または第三者に処理を委託するというものによつて達成されるというふうに考えておりますので、環境事業団に持ち込むことができる廃棄物であれば持ち込むこともできますし、また、他の処理事業者が仮に存在するということであれば、そこに持ち込むこともできるし、そうでなければ、みずから施設をつくつてそれを処理しなければならぬということになると思っております。

○藤木委員 今、残されたプラントはちゃんとクリーニングをされたものだというふうに言われましたけれども、そんなに危険なものではないけれども既に解体をしても済んだと思つてですね。ろ過ケーキだつて二十七万四千八百三十三キログラムもあるわけですし、PCBの固形物は二十一万七千七百六十一キログラムですよ。その分解、洗浄処理方法というのは確立しているわけではないですよ。

鐘化は国や他社の処理に依存している、それ任せというところからね。伺つてみますと、保管物の濃度も調査していないんですよ。自分だつても全然知りません。これでは早急な処理などとても不可能です。PCBの濃度やPCBの状態によつて処理方法も、それから処理時間も処理コストも大きく違ってくるわけですから、みずからの責任で確実かつ適正な処理ができるようによつていただきたいと思つております。

さらに引き続きもう一つ、高砂西港の岸壁沿いに、東西にわたつて四百メートル、南北に百三十メートル、高さにして五メートル、これ何だと

思いますか。PCBの汚染ヘドロが七九年に積み上げられてから今日まで、そのまま保管といいますが置かれていたわけですか。このヘドロは鐘化や三菱製紙の工場が排し出したものでして、これを海底やら川底やらから引き揚げてきて積み上げていくわけですが、この量が約三十万立方メートル、濃度は三三〇ppmとなっており、このPCB汚染ヘドロについても二〇一五年までに処理することになるんですか。

この二つについてお答えください。
○岡澤政府参考人 鐘化が保有しておりますPCB汚染廃棄物につきましては、それがどういう状況なのか、どういう濃度なのか、どういう状態なのかという濃度なのか、どういう状態なのかという濃度については、鐘化がみずから把握して適切な処理を行うべきものでございます。処理をみずから行うか、第三者に委託して行うかは、これは処理責任を果たす上ではどちらでも差し支えないというふうな廃掃法で規定しておりますので、これは自身自身で実施するという必要は必ずしもありません。しかし少なくとも、適切な処理を実施する上で必要な情報というものはみずから把握するというのが、ここまでは最低限必要だと思っております。

また、PCB汚染ヘドロが保管されておられるわけですが、これはPCBで汚染されたしゅんせつ土でございます。現在、薬剤固化処理を行った上でアスファルトで被覆されて、そこに保管されております。

こうしたしゅんせつ土につきましては、廃棄物処理法で定める廃棄物ではございませんので、廃棄物処理法は該当しませんし、また、今回提案しておりますポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の対象となるものでもございません。しかしながらヘドロの、PCB汚染土砂の処理につきましては、他のPCB汚染物の処理技術と同様の技術を活用することが可能でございますので、関係部局と連携をとりまして、どのような対策を進めていくのか検討してまいりたいというふうな考えております。

○藤木委員 そうすると、二〇一五年までにすべのPCBをなくするということは頭から考えていないということになりますよね。

私は、ヘドロの処理方法などは確かに確立していませんけれども、しかし、ぜひ製造者としての責任で、先ほど言われた、みずから調査をして、どれだけのものが残っているのか、どれだけの毒性を持ったものを置いているのかという認識をしっかり持つような指導は厳しくやっていただきたいと思っております。

鐘化などの製造者等が十分な責任を果たしてないのに、国が直轄事業として環境事業団が地ならし的に処理していくというようなことをやりますと、汚染原因者負担の原則から見ても適切ではないというふうな思いです。そういうものに依拠しているからみずから調べようと思わしていいわけですからね。ですから、PCB製造者、PCB製品使用事業者、PCB入り製品製造者に対して、PCB処理の責任を厳しく負わせるべきだということをおっしゃりたいと思っております。

本法案の第十五条、これは大臣に伺いたいのですけれども、第十五条にございます事業者の協力や出資金、その程度はとも十分とは言えないのではないのでしょうか。今、鐘化のお話を私させていただきましたけれども、そんなことで責任を果たしたというふうなことができるのかどうか、お答えください。

○川口国務大臣 鐘化はPCBの製造者でもあり、同時にこれを保管する事業者でもあるわけでございます。保管するPCB廃棄物を期間内に処理する、みずからするなりあるいは委託をしてするなり、いずれにしてもその費用を自分で負担してする義務を負っているわけですね。同時に鐘化は、基金へ出捐することによりまして、確実かつ適正に処理が行われる、そのことを推進するために、国それから地方公共団体の施策に協力しなければいけないという義務を負っています。環境大臣は、PCBの製造者の責任を、出捐をするなどの義務を持つ製造者の責務を踏まえまし

て、製造者に対して、資金の出捐その他の必要な協力を求めるということになっております。したがって、環境事業団に設けられるPCBの廃棄物処理基金への出捐など、製造者としての社会的責任が十分に果たされるように要請に努めてまいりたいというふうに思います。

○藤木委員 カネミ油症事件を起こして、しかもみずから処理をするということ、これはもちろん環境省もお墨つきでやった高温熱の分解処理法なんですか、ここで二度やったり事故を起こしているんですよね。その事故を起こしたときに、こんな大変な厚い報告書をつくって、それに対して監視がどうだったのかという監視報告書まで出しているわけですね。しかし、少なくともみずから製造したものであるという立場で実施してきたところ、その途中で残ったものというものは引き続きみずから処理をさせるという立場で追及しなければならぬというふうには私は思っております。

次に、関西電力のPCB廃棄物分解処理の問題でお聞きをしたいと思っております。
関西電力は、トランス内の絶縁油に含まれているPCBを新技術で処理する工場を大阪府此花区に建設する計画を進めております。関電は、トランス約十五万台から絶縁油約五万キロリットルを抜き取り、桜島埠頭の十一基のタンクに保管しております。この新工場では、現在まだ使用中のトランスを含め絶縁油約十キロリットル、変圧器部材約二十四万台を対象にPCB処理を十三年間で行うとしております。

PCBにはコプラナPCBが含まれておりまして、処理計画中の絶縁油は当然ダイオキシン類汚染物の処理になるわけですが、関電はこの点を全く明確にしておりません。不明確なままです。ですから、もちろんこの絶縁油はダイオキシン類汚染物の処理でもあるというふうには考えますけれども、環境省、どうですか。
○岡澤政府参考人 先生今お話をしましたように、PCBの中には不純物としてコプラナPCBが存

在していることはよく知られております。その量は、製品によって違いますが、大体一％から四％ぐらいというふうな言われております。

関電の施設で処理しようとするトランスの絶縁油の中には、当然そういう意味で数％のコプラナPCBが含まれておりますので、PCBを処理することというのは、結局ダイオキシン類であるコプラナPCBを処理することと同じことになります。

○藤木委員 しかし問題は、関電が処理しようとしている絶縁油中にどれだけのPCBが含まれていて、その中のどれだけの量がダイオキシン類、コプラナPCBが含まれているのか、処理する工程でPCB及びダイオキシン類での環境汚染に対する対策や、火災あるいは爆発などに對する安全対策がどのようにとられているのか、私はここが問題だと思っております。

関電は、こうした情報は全く十分な公開をしておりません。しかし、これはもともとダイオキシン対策法制定の以前にできたPCB処理計画でございます。まして、ダイオキシン類やコプラナPCBについての対策は欠落しているものではないかと思っております。いかがですか。

○岡澤政府参考人 関電がまさに利用しようとしている処理技術につきましては、化学処理全般、旧環境庁、通産省、厚生省の三省の連携によりまして技術評価したものでございまして、この技術につきましましては、専門家から、コプラナPCBを十分処理できる技術であるというふうな評価がされております。

○藤木委員 PCBを処理するためにつくられたプラント、そのための技術、それはそうなんです。その当時はそうなんです。だけれども、PCBを分解するときに生ずるダイオキシンに対しての対応がなければ、今の時代、ダイオキシンを発生させてもいいということにはならないだろうという問題を申し上げているわけですね。

ですから、PCBについては、体重一キログラム当たりの一日摂取量が設定されていますけれども

も、これはマイクロでしょう、五マイクロですし、ダイオキシン類の一日摂取量の基準、これは四ピコですよ、ピコですよ。そうすると、この四ピコに対して、PCB対応でいくと百二十五万倍緩いということになるわけですよ。それを放置しておいていいのか、これは大変な問題になるだろうということをお私に申し上げているわけですよ。

閣電によりますと、現在、埠頭タンクに保管中の絶縁油約五万キロリットルの中のPCB濃度は数ppmとしておりまして、東京電力などの絶縁油のPCBより濃度が小さい、こう言っております。しかし、実測値の報告は全くございませんでした。

閣電は、PCB中のコプラナPCBの濃度を一%として、気化した場合のコプラナPCBでの大気汚染の予測を立てているわけですよ。しかし、PCB中のコプラナPCBの濃度は、今の政府参考人の御答弁でも、五%から一四%という御答弁で、幅がありますよね。外国の場合は一七%という報告もございまして。

実際、関西電力と同じく分解技術が認証された「神鋼パナテック技報」でも、絶縁油のダイオキシン類分析では、濃度一%で二百ナノグラム、濃度一〇%で六百九十ナノグラムが含まれている、そのことが報告されております。ですから私は、一%としての計算には全く根拠がない、このように思うのですが、いかがですか。

○岡澤政府参考人 この一%のコプラナPCBの濃度といえますのは、国内で生産されたPCBの製品の中で最もシェアの高かったKC-300という製品の数字であるというふうに理解しております。このKC-300の中にはコプラナPCBが一%、ほかの製品に比べると比較的低い濃度で入っているということでございます。

関西電力が、気化した場合のコプラナPCBによる大気汚染を予測している際に、この一%という数値を使っていることですが、それは、閣電によれば、最も多いKC-300の例を使ったということでございます。ただ、これが適切かと

うかということになると、それは一番低い例を使っているわけですから、これがすべてのケースに該当されることはとても言えないわけですよ。しかしながら、閣電では、一%以外のもうちょっと高い濃度、例えば十数%の濃度を想定した算定というのも一応行っているようにございまして、その数字を見ますと、一番高いもので二・〇六ピコグラムTEQパー立米、気化した部分の濃度ですが、そういう数字になっておりまして、この数字から見れば、仮に一%でなくて一四%のコプラナPCBを含有するPCBから出てくるダイオキシンの問題というの、数値から見ればそれほど大きな数値になっていないというふうに考えております。

○藤木委員 少なくとも数%のコプラナPCBが含まれているというのは事実として、ダイオキシン対策法の大気環境基準は〇・六ピコグラムですから、十分検証する必要があるということをお私に重ねて申し上げたいと思っております。

絶縁油中のPCBについては、ターシャリーカリウムブトキシドという有機アルカリとの反応で脱塩素化をしようとするものですけれども、脱塩素化の達成率は、PCB濃度が濃い場合のデータは示されていますけれども、今回のように薄い濃度の場合はどうか。特に、コプラナPCBを含んでいて、ダイオキシン類としてどうかは全く明確ではありません。反応後、処理水の排水中のダイオキシン濃度について、リットル当たり千ピコグラムを検出限界としております。つまり、それ以下でしたらNDと出てくるわけですよ。検出せずというふうに出て、報告されるわけですね。前に示した「神鋼パナテック技報」でも、金属ナトリウム法の分析限界値は二〇ppbとしております。

しかし、ダイオキシン対策法は、水質基準一ピコグラム、排水基準十ピコグラムであって、PCB処理のみを念頭に置いた実験結果では到底評価できないというふうに思います。その点はどうでしょうか。

○岡澤政府参考人 まず申し上げておかなければいけないのは、PCB処理技術の評価というのは、まさにPCBそのものに着目して、PCBの分解がどの程度効率よくできるかという観点から評価したものでございまして、その中にはダイオキシンの分解性というものを考慮したわけではございません。しかし、常識的に申し上げて、PCBとダイオキシンは構造が類似のものでもございまして、PCBを処理する技術を使うことによって、一緒に含まれているダイオキシン類も分解されるだろうというふうに予測がつくと思っております。

しかし、それは確かに、実証されていないのではないかと申されれば実証したわけではございませんけれども、仮にPCBを処理した廃油あるいは排気を環境中に放出するあるいは燃焼するということも考えますと、そういう施設はダイオキシン特別措置法によりまして排水基準あるいは排ガスあるいは排水中のダイオキシン濃度をクリアできるような焼却方法であるとか排水方法であるとかを講ずることによって、いずれにしても出口の規制をクリアしなければいけないわけですよ。で、そのところは、その前提となるPCBの処理の部分で、仮にダイオキシン類が十分処理されていなかったとしても、出口規制によって環境中に放出することについては十分な対策が講じられているのではないかとこのように考えております。

○藤木委員 私、そういうことを問題にしているんじゃないですよ。ダイオキシン対策法ができた今日、PCBをなくすということが眼目ではありますけれども、それに付随して起こるあらゆる毒性、それをも出さないということを明確にしておく必要があるだろうということを申し上げているわけですよ。

ですから、PCBの排水基準は、リットルについて〇・〇〇三ミリグラムに対して、コプラナPCBの排水基準というのは十ピコグラムですから、こういうことを見ても、到底ダイオキシン対策法に対応しているとは言えないと思うわけですね。

PCBをなくす、それはもちろんそうなんです。だけれども、それに付随して起こり得るあらゆる毒性に対してもきちんとした対応ができるような法制度が今できているわけですから、ダイオキシン対策法ができていくわけですから、その立場に立つということを明らかにしていただきたいと思っております。

前に「神鋼パナテック技報」の問題を申し上げましたけれども、ここでも、廃液処理は処理の過程で排水が系外に排出されることから、従来の水質基準を満たすだけではなく、ダイオキシン類やコプラナPCB、ヒドロキシPCB等の水質管理が非常に重要であると強調しております。また、一〇ppmで九十度C、一〇%で百八十度Cと反応温度が比較的低温、還元反応であるのでダイオキシン類の二次生成がない、こう言っているわけですね。それならば、反応温度が高くて還元反応ではない処理というのは二次生成が発生するということではないかと思っております。

これらの脱塩素化分解法が評価されて、廃棄物処理法の政省令の処分基準に載ったのが九七年施行したのが九八年六月です。その後、ダイオキシン対策法が九九年七月に成立をして、十二月に施行されていくわけですよ。ですから、これら脱塩素化分解法などの化学処理はダイオキシン対策法になっていないのは明らかであって、ダイオキシン対策法以前の認証については、現在のダイオキシン規制に照らしてPCBの処分基準を抜本的に見直すべきだということを私は思っております。

そして、此花区の桜島連合振興町会というところに閣電が説明会を行っています。ところが、住民からは、公益性をしきの御旗にして住民を納得させるのは大会社の放漫だとか、PCBは問題が起きてからでは遅いとか、なぜ桜島ばかりにこうしたものができるのか、日本で初めての処理であり危険性に懸念があるなど、疑問、不安、反対

の声が出されているわけですよ。

こうした住民の声にこたえるために、私は、国がダイオキシンの汚染物処理の法的基準を明示する、このことが極めて大事ではなからうかと思いませんし、PCB及びダイオキシン類処理施設に対する環境影響評価を実施するといったことなどを行って、ダイオキシン対策で見直していくということが必要だと思っておりますが、この二点について大臣にお伺いをして、質問を終えたいと思っております。

○川口国務大臣 簡単にお答えを申し上げたいと思っております。まず、化学的な分解法というのは、PCBを十分に分解することができるという観点から技術を評価して導入した、廃棄物処理法に基づく処理基準に盛り込んだということでございます。

次に、その分解のレベルですけれども、それは、数字は申し上げませんが、日本では欧米諸国の基準よりもはるかに厳しい基準になっているということでございます。

委員がお話しになつていらつしやるダイオキシン類でございますけれども、ダイオキシン類は、環境に排出をされる段階でそれを規制しているということでございますので、その段階で規制をされるということでございます。

それから、廃棄物処理法に基づいて、施設を設置する段階で都道府県知事が施設の構造の計画あるいは生活環境影響調査、維持管理計画などを審査しなければならず、その際にダイオキシン類の影響も十分に考慮をするということになっております。

したがって、お話ししたダイオキシンにつきましては、ダイオキシンが環境に排出される段階に着目した規制、それから、廃棄物処理法における施設を設置するときにダイオキシンの影響も考慮をした取り組み、規制ということで十分に講じられるということになると思っております。

二つの御質問をまとめてお答えすることになります。二つの御質問をまとめてお答えすることになります。

○藤本委員 納得しませんが、時間が来たので終

わります。

○五島委員長 原陽子さん。

○原委員 社会民主党の原陽子です。よろしくお願いをいたします。

まず冒頭、一つ大臣に確認をさせていただきたいことがあります。それは、先ほどから他の委員からも何回も挙がっている京都議定書に関してなんですが、実は私は、三月十九日の時点で、京都議定書への米国の態度急変に関する質問主意書を提出させていただいております。その中で、「三月十九日の森首相の日米会談で、京都議定書長官の立場で、どのような要請を米国に対して行ったか。」ということとその三月十九日の時点で私は質問主意書として提出したのですが、川口大臣はこの件を森総理とお話しになられておりますでしょうか。

○川口国務大臣 森総理がアメリカに行かれる前に、ブッシュ大統領も大変にお忙しい方なので時間的にかなり制約があるという事はわかっておりましたし、そのときに、えひめ丸の事件を初め経済の問題あるいは安全保障の問題、京都議定書の話以外にもお話をさせていただかなければいけないさまざまな問題がたくさんあるということもわかっておりましたけれども、私としては、もしも時間が許すようであれば、ブッシュ大統領に総理からこの点についてはぜひ一言お話しをいただけないかというお願いを申し上げました。

ただ、御案内のように、会談の時間は非常に限られておりました。それから通訳の方も介在します。ですので、実際には話に使える時間というのは半分あるいは半分以下ということになってしまふわけでございます。経済問題、えひめ丸問題、その他多くの話をしなければいけない課題の中で、議定書以外にも話をなさらなければいけない問題がたくさんあったわけですから、全部をお話ししていただくことは時間が許さなかつたというふうに承知をいたしております。

○原委員 一応質問主意書として提出をしてありますので、早目にお答えをいただきたいと思いま

す。

それでは、本日の議題になっております二つの法案について、主にPCB関連の法案についてきょうは質問をさせていただきたいと思っております。ちよつとこれはこの法案には関係ないことかもしれませんが、実はこのPCBの問題を調べていくうちに、私は、先ほどから何度も耳にしているカネミ油症という被害があつたということを知りました。そして、この油症という言葉は、世界じゅうどこでもそのユシヨウで通じるいわば国際語であるということも調べていくうちに知り

ました。しかし、世界で初めて食品による高濃度ダイオキシン被害と言われているこのカネミ油症について、実は私が受けてきた教科書にはこういう文言が一言も書かれていなかったということ

で、私たち世代は本当に、例えば今回のPCBの法案一つ挙げても、このPCBの被害がどんなものかという事を知らされなままこうした有害物質をさらに負の遺産として押しつけられようとしていたのかと思うと、今までの人たちは何をやっていったんだということに非常に怒りを感じる部分があります。

そして、これは多分、環境省の管轄じゃないからというふうになつてしまふかもしれませんが、これからは日本が環境問題の劣等国だということに、劣等生だというレッテルを張られないために、そして私たちが本当に、国民の立場から環境に対する意識というものを高めていくために、やはりこの環境教育といったものの充実を環境大臣の方からぜひ文部科学省に働きかけていっていただきたいと思っております。

それでは、早速質問に移らせていただきます。このPCB廃棄物の処理に関しては、三十年以上も、さまざまな議論がなされていながらも、解決をされないで現在残っているということ、これは先ほどの答弁ややりとりの中で私も聞いております。そして、これはやはり非常に大きな問題であるとも私思いますし、先ほど小淵委員からも指摘がありましたように、三十年前というの

は、私や小淵委員の世代が生まれる前に排出された

たそうした有害物質がまだに残されているという事はやはり非常に問題であり、今回この法律を出したということは、PCBのような有害廃棄物を次の世代に押しつけるのではなくて、こ

でしっかりと処理しようというその意気込みを持つてのことだと思っております。ぜひこの法律を現実可能な内容にしていかななくてはならないと私は強く思っています。

そこで、まず最初に、これは何回も何回もほかの委員からも御質問があつたと思つて、ぜひお答えをいただきたいと思つております。

今日までPCBの処分場の設置をめぐる三十

九カ所候補地が挙がっていたがどれも実現されなかつたということ、その最大の理由は何であつたのかということをもう一度お答えいただきたいと思つております。

○川口国務大臣 委員がお話しになられたカネミ油症事件という非常に不幸な事件が日本ではございました。三十九カ所というお話がございましたけれども、その後、PCB廃棄物の処理をするための努力がいろいろな形で行われたわけでございます。その中でも、その施設を設置する場所の地元の住民の方々の御理解、御協力が得られず、この施設を整備することが結果的にはできなかった、それでその処理が進まなかつたということだと理解をしております。

○原委員 私が期待したとおりのお答えであつたのですが、要するに、今まで設置されなかつた最大の理由というのが、地元の住民の方々の合意が得られなかつたということと間違ひはないです

ね。そうなる、私の法律を読ませていただいたのですが、もし住民合意がでなかつたからという事であるのであれば、やはりこの法律の中に、住民参加または住民合意という手続や制度が書かれていておかしくないか、書かれていなく

度が書かれていたというふうに私の目には映りませんでした。

そこで、今まで三十年間、長い間PCB廃棄物が放置されたまま、保管されたままにされてきた、それを適正に処理をしようという気持ちがあるのならば、やはり、まずは住民参加、住民合意というものは必要不可欠であって、この法律を本当に有効なものとして進める上で大前提だというふうには私は考えるのですが、このPCB廃棄物の処理に関しては、この法律の中でどのような住民参加がなされるのでしょうか。具体的にお願いをしたいと思います。

○川口国務大臣 廃棄物処理法という法律におきまして、これは平成九年に改正をされましたときに、最終処分場と焼却施設については、住民の意見を適切に反映させるという観点から、幾つかのことが導入されました。

それはどういうことかといいますと、一つは、事業者による生活環境影響調査の実施二番目に、都道府県の知事による申請書等の告示、縦覧、三番目に、都道府県知事による関係住民及び市町村長の意見聴取、四番目に、都道府県知事による専門的知識を有する者の意見聴取ということになっています。これは都道府県知事が設置を許可するわけですけれども、その許可に当たって、周辺の住民の御意見や専門家の意見、生活環境影響調査の結果などが反映されるような手続が導入をされたわけでございます。

したがって、PCB廃棄物を処理する施設のうち、焼却施設につきましては今申し上げた手続をすべて行うということが必要になります。焼却施設以外のPCB廃棄物を処理する施設につきましては、事業者による生活環境影響調査を実施するということになっております。

○原委員 今の御答弁の中で住民参加のことなのですが、私が聞いている限りでは、調査をしてその結果を住民に縦覧する、そして、それに対して住民が意見を言うことができるという手続ですよ、簡単に言うと。

そうすると、やはり書面上のやりとりだけのようには思えてならないのです。こっちでその結果を見せて、縦覧をさせて、そしてこっちから意見書が出されてというふうな書面上のやりとりだけで、私は決して住民参加手続とは言えないと思うのですが、大臣はどのように思われますか。

○川口国務大臣 先ほど、平成九年に廃棄物処理法が改正されたときに取り込まれたことを四つ申し上げましたけれども、全部が紙によるものというふうなことではございませんで、確かに、申請書等の告示、縦覧というのは書面によるものですが、町村長の意見を聴取するというのがございまして、それから専門的な知識を有する者の意見聴取というのもございまして、

○原委員 でも、やはり住民参加が大前提だということ、この法律を実効性のあるものとして、一方的なやりとりではなくて、説明会や公聴会のように、双方向か合せて、フェース・ツー・フェースでやりとりができるような、ぜひそうした住民参加を徹底していただきたいと思っております。

特にこのPCBに関しては、カネミ油症の被害との関係もありまして、カネミ油症イコールPCBといったようなイメージとか考えが強い中で、私は反対意見が出るのは当然だと思っております。反対というか、PCBの処分場を建てることに對して住民が不安だと思ふこと、PCBイコールカネミ油症という思いが、そういう考えがある中では、私は非常に困難なことだと思ふんです。もしかしらば、最後の最後まで住民の不安の声というのはあるかもしれないと思ふんですね。

けれども、やはりここで、このように法律をつくって、適正に処理をしよう、法律の題名にも書いてありますよね。「適正な処理」というふうな書いているのであれば、やはり適正に住民参加を行い、適正に住民の手続、住民の合意が得られるということをごとで大臣にお約束していただきたいというふうに私は思うのですが、いかがで

しょうか。

○川口国務大臣 委員が今おっしゃられましたように、過去の経緯にかんがみまして、PCB廃棄物の処理の施設をつくる、その整備するに当たっては、地元の方の協力がなければこれは全くだせないことではございません。それができなければ、御協力を得られなければ、先ほど十五年というお話を申しましたけれども、その期間内のPCB廃棄物の処理ができなくなってしまうということでございますから、地元の方の方に十分に御説明をし、お話を申し上げて御理解をいただき、御協力をいただくというのは、もうこれは必要以上には必要であるということではございませんので、その観点で、環境事業団には全力で取り組むよう指導をいたしますし、環境省といたしましては、できることをいたしたいと思っております。

○原委員 大臣も積極的に住民の意見を聞いて、そして住民参加、住民合意を求めていくということをおっしゃったのですが、私は、できるならこの法律にそういった制度を埋め込むぐらいの気持ちがあってもいいんじゃないかなというふうな思っております。

先ほどから大臣もおっしゃっていますように、今まで要するに三十年間処理が進まなかった理由、三十九カ所設置、失敗してしまつた理由、その一番の大きな理由は、やはり住民の、または自治体の協力が得られなかったことであるというの、もうわかり切つていくことなわけですね。それで、住民合意を得ていくために必要なもの一つとして、情報公開というのが非常にやはり大切になってくると思っております。

そのことに絡みまして、四月の一日から情報公開法が施行されます。そして特殊法人、私、これが多分環境事業団に当たると思ふんですが、特殊法人に関する情報公開法も施行されると聞いていますが、この特殊法人に関する情報公開法というのはいづ施行になるのでしょうか。

○川口国務大臣 委員おっしゃられましたように環境事業団は特殊法人でございますけれども、特

殊法人の情報公開ということ、これは三月十六日に閣議決定をされて国会に提出をさせていただきますところでございます。これが成立いたしますと、公布の日から一年以内に施行をされるということになっておりまして、環境事業団もその対象になります。

○原委員 そうしますと、PCBの措置法は成立すれば一カ月後に施行になりますよね。そして、特殊法人に関する情報公開法は一年以内に施行されるということになりますと、幾らかタイムラグが生じてしまうと思ふんですが、私のその考え方がよろしいでしょうか。

○川口国務大臣 これは、それぞれの法律がいつ成立するかということになりますので、恐らくタイムラグが生ずることになる可能性があると思ふます。

○原委員 それでは、もし、この特殊法人に関する情報公開法が施行される前に、情報公開ということ、情報を欲しいと住民が要請した場合に、環境事業団が情報を公開しない場合というの、も考えられると思ふのですが、どうでしょうか。

○川口国務大臣 まず一般論といたしまして、情報公開というのはこれからの社会にとって非常に重要なことだと思っております。ということ、情報公開はできるだけするようにということ、これは政府の中、環境省の中につきましては、言っております。

といいますのは、政府の中で、情報公開法が四月一日から施行になりますけれども、その過程で、ある条件、例えば個人の情報にかかわること、それから交渉中の外交案件ですとか幾つかのことに、これは情報公開をしないことができる、これはその結果として、人権あるいはその交渉に悪い影響を与えるということからですが、ということになっておりますけれども、私としては、環境省は極力情報は公開すべきだと思っております。

それで、この環境事業団が、法律が施行する前にいろいろな情報についてお問い合わせがあった

というときの対応ですけれども、現在既に環境事業団は、そのホームページを通じて、財務の情報その他、できるだけ、かなりの情報の公開をいたしておられますし、そのほかの情報につきましては、お問い合わせがあったときに、そういった情報公開をするのことは是非を議論したした後で情報公開をさせていただくということになるかと思えます。

○原委員 大臣が情報公開に関して非常に積極的な姿勢をお持ちであるということは私もうれしく思っております。それなので、ぜひ環境省として、直轄である環境事業団に、この特殊法人に関する情報公開法が施行されるまでのタイムラグの間は積極的に情報公開をするよう厳しく指導をしていただきたいと思います。

私、今回の情報公開になぜこだわるかということなのですが、もちろん一つは住民参加、住民合意を得るために必要であるというのと、あと、PCBというのは三十年間、長い間保管をされていますよね。そして保管をされたまま、野ざらしになったままのPCBの中には、何か化学的な変化を起してしまつて、変化したダイオキシンが含まれているのではないかとというような不安の声が私の耳には届いております。それなので、もうどんなことが起こっているかわからない、一〇〇%純粋なPCBとは限らないという不安の声も届いております。

そうしたPCBに関する不安の声というのは大臣の耳に届いておりますでしょうか。

○川口国務大臣 私は、個別にこの問題についてどなたかと議論をして、今原委員がおっしゃったような御意見を伺ったという経験はございませんけれども、現在、タウン・ミーティングということを、環境省が発足をいたしました一月以降あちこちで開催をさせていただきました。それぞれの地域で何百人かの方々と、公募をして参加いただいている方々とさまざまな環境についてのお話をさせていただいております。

その際に、廃棄物一般について、その安全と安

心についての御懸念あるいは御質問というのはよくいただきます。

○原委員 それでは、今現在保管されているPCBの中身の分析というのを環境省でなさったことはありますか。

○川口国務大臣 現在保管されているPCBは、民間の保管をする事業者がみずからの責任において保管をさせていただいているわけでございます。環境省として、その保管をしているものについて、その中身の分析ということはいたしておりません。

○原委員 それでしたら、そうした不安の声もありませんので、分析可能な限りどうか、ぜひその分析を私にするべきだというふうに思っています。

その処理技術の中で、例えば一〇〇%PCBであるならば可能な処理技術だったとしても、例えばそこにいろいろな物質が、ダイオキシン類のようなものがまざつていたり、何か化学的な変化を起して、もし何か中身が変わつて、変化してしまつていたのであれば、その処理技術というのが正しく処理をされないというようなことも起こり得ると思ひますので、ぜひそうした中身の分析というものは積極的にやっていただきたいと思います。そして、そうした分析等々を行った結果というものもしっかりと情報公開として流していただきたいと思います。

いろいろな不安がたくさんあると思うんです。例えば土壌の汚染の不安とか、あと、今挙げられた処理技術の不安とか、本当にさまざまな不安がある中で、それを一つ一つやはり丁寧に解消していく。そして、そういった不安を一つ一つ取り除いていく中でPCBは私は適正に処理をされるのではないかとこのように思っています。

最後に一つちょっとお聞きをしたいと思います。先ほどからPCB、保管をされている、保管をされているという、保管という言葉が何度か聞かれています。どのように保管をされていると大臣は思われておりますか。

○川口国務大臣 これは、保管をしている事業者

が、国のつくる基準、例えば地下に、汚染物質が地下水に浸透しないとか、そういうふうな基準を決めていますけれども、それに従つて適正に保存をされているというふうな考えております。

○原委員 その適正な保管というのは、大臣はどのようにイメージなさっていますか、保管されているという、その保管といった状態を、それは大臣の個人的なイメージでいいんですけれども。

○川口国務大臣 私は余り想像力が豊かでないものですから、どういう状況で保管をされているかというイメージを余り持つことはございませんけれども、適正に保管をされているというふうな思っております。

それから、ある事業所に参りましたときには、その事業所において、どういうふうなそれが保管されているかということを見たことはございませぬ。

○原委員 俗に保管と言われている、今保管という言葉で言われていますが、私はこれは野ざらしにされていると思うのですが、実は私に、実際に現在こういう状態で、済みません、見えませんが、こういう状態でPCBが俗に保管されているというふうな言われているのですが、私は、何かこれは保管というよりは、私のイメージではこれは野ざらしだということに受けとめております。

それなので、私はぜひ、保管という名前が野ざらしになつていっているPCBを見に、大臣に一度そういう場所に足を運んでいただきたいなというふうな思っていますし、やはりそこで直接PCBの、今現在そばで生活をなさっている住民の方々のお話を直接聞くような機会等々も、もちろん大臣はお忙しいとは思いますが、時間の可能な限りで自分の目で直接確かめていただきたいと思ひますし、誘つてくれれば私も喜んで大臣と一緒にこういったものを見つかりと自分の目で行きたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○川口国務大臣 原委員のような方といろいろ現場を見ることができれば非常にいいとは思

っておりますけれども、日程その他いろいろございまして、なかなか今自由にならないということですが、どうぞよろしくお願いいたします。

そのお見せなられた写真につきましては電力会社で、非常に大量のトランス等を持っておりますので、この保管については、外にあるのを全部屋根の下に入れるということは難しいというふうな聞いております。ただ、それはコンテナの中に、容器の中に入れておまして、PCBが外にむき出しに保管されているわけではございません。

それで、容器が腐食をすることは避けられず、それをお考えになられるかもしれませんが、それはその電力会社が容器の状況をチェックしておまして、腐食をしてきたら入れかえるという作業をしているというふうな理解をしております。

○原委員 時間が参りましたので質問を終わらせていただきますが、ぜひこのPCB、ここに「適正な処理」と書かれています。本当に適正に処理されるように、そしてこの法律が、本当に住民合意という形を得ることができて適正に運用されるように、環境省としても、そして大臣としても積極的に働きかけていただきたいと思いますし、本当に、三十年前 私たち世代が生まれる前につくられたものを私たちが背負つていく、こうした思いをやはり次の世代にさせたくないという気持ちを持って協力をして、積極的にこの法律を進めていっていただきたい。私も一緒に頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。ありがとうございました。

○五島委員長 次回は、来る四月三日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時四十六分散會

平成十三年四月十一日印刷

平成十三年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局